

農林物資規格調査会食品部会議事録

食品流通局品質課

日 時:平成12年3月16日

場 所:農水省第二特別会議室

出席者:栗生委員、沖谷委員、河村委員、白石委員、新谷委員、馬場委員、藤原委員、
本間委員、矢野委員、山野井委員、和田委員

[事務局]福島食品流通局長、本川食糧庁計画課長、佐藤水産庁漁政部水産流通課
長、戸谷東京農林水産消費技術センター所長、吉村食品流通局品質課長、大西 食品表
示対策室長、小島品質課課長補佐、井坂品質課上席規格専門官

開 会

○吉村品質課長 それでは、定刻となりましたので、農林物資規格調査会食品部会を開催させていただきます。

本日は、大木委員、永江委員、深澤委員、山中委員が所用のため、御欠席されております。山野井委員におかれましては、追ってお見えになると思います。

山野井委員がお見えになりますと、総勢15名の委員のうち11名の委員が出席ということでございまして、過半数を超えておりますので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第11条の規定に基づき会議は成立いたします。

配付資料の確認

○吉村品質課長 なお、ここで本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

○事務局(井坂) それでは、本日お手元に配付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

まず、部会の座席表でございます。議事次第が1枚ついておりまして、右上に番号がふってございますが、食品部会の委員の名簿が1番でございます。2番といたしまして諮問文、3番として加工食品品質表示基準の制定について(案)、4番として生鮮食品品質表示基準の制定について(案)、5番として遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の制定について(案)というものでございます。6番が玄米及び精米品質表示基準の制定について(案)というものでございます。7番が水産食品品質表示基準の制定について(案)というものでございます。

次が8-1といたしまして、加工食品品質表示基準の意見・情報の募集の概要というものです。8-2といたしまして生鮮食品の品質表示基準の意見・情報の募集の概要、8-3として遺伝子組換えに関する意見・情報の募集の概要でございます。8-4といたしまして玄米及び精米の意見・情報の募集の概要でございます。8-5といたしまして水産食品に関する意見・情報の募集の概要でございます。8-6といたしましてWTO通報の概要が入っております。

9番以降、参考資料といたしまして、9番が改正JAS法を入れてございます。10がコーデックスの包装食品の一般基準でございます。11が食品等の表示規格制度の見直しについてというものでございます。12が遺伝子組換え食品の表示のあり方というものでございます。最後になりますが、番号をふってございませませんが、色刷りの「流通マニュアル」というものが入っております。

皆さん、お手元におそろいでしょうか。

あと、大変申しわけなかったのですが、本日の食品部会の開催通知が遅れまして、本日封筒に入れてお手元に届けさせていただいております。

以上でございます。

○吉村品質課長 本来でございますと、開催に当たりまして食品流通局長より御挨拶申し上げるところですが、本日多用で若干遅れてまいります。したがって、局長が参りました時点で、会議を中断させていただいて御挨拶を申し上げたいと思います。

諮問文朗読

○吉村品質課長 それでは、議事に入るということで、まず、農林水産大臣から農林物資規格調査会あてに諮問いたしました事項について朗読させていただきます。

○事務局(井坂) それでは、3月15日付で農林水産大臣より農林物資規格調査会会長あてに諮問のありました事項について朗読させていただきます。

加工食品品質表示基準等の制定について(諮問)

下記の品質表示基準を制定する必要があるもので、農林物資の規格化及び食品表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の8第5項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

1 加工食品品質表示基準

2 生鮮食品品質表示基準

3 遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生 鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準

4 玄米及び精米品質表示基準

5 水産物品質表示基準

以上でございます。

議事録署名人の指名

○吉村品質課長 それでは、農林物資規格調査会運営規程第4条の規定によりまして、本間食品部会長に議長をお願いして、議事を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○本間部会長 それでは、本年度最後の調査会かと思いますが、まず、議事に入ります前前に、農林物資規格調査会運営規程第8条の規定によりまして、本日の会議の議事録署名人を指名させていただきます。

河村委員と山野井委員をお願いいたします。

議 題

(1)加工食品品質表示基準の制定について

(2)生鮮食品品質表示基準の制定について

(3)遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮

食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づき農林水産大臣の定める基準

○本間部会長 それでは、本日の議題、大変多いように思いますが、議題の(1)から(3)の加工食品、生鮮食品、遺伝子組換えに関する品質表示基準の制定について、この3本をあわせて事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

○事務局(井坂) 資料3の加工食品品質表示基準の制定について(案)について御説明させていただきます。

この加工食品品質表示基準につきましては、資料3にありますように、制定の趣旨といたしましては、「近年の食品の消費形態の多様化、食品に関する関心の高まり、国際化等の進展に対応して、消費者の視点を重視し、消費者が自己の判断で適切に商品を選択することが可能となるよう食品の表示内容の充実を図ることが求められている。

そこで、一般消費者の選択に資するため、JAS法第19条の8第1項の規定に基づき、一般消費者向けのすべての加工食品の食品に関する表示について、その製造業者または販売業者が守るべき基準を定める」ということでございます。

2、制定の内容といたしまして、コーデックス規格に準拠し、名称、原材料等の表示の基準を定めるということでございます。

次のページですが、改正JAS法に基づきまして、それぞれの省令による区分により定めるといたしております、その区分として加工食品と生鮮食品という二つに区分しております。

まず、加工食品の品質表示基準の案でございます。

第1条、「この基準は、加工食品(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)に適用する」としてあります。ここのアンダーラインの引いてあるところですが、これにつきましてはそれぞれ専門委員会を行っておりますが、その後、その案につきましてパブリックコメントを求めています。それとWTO通報、各省協議、文書審査等を経た内容が今日御提案しているものでございます。パブリックコメントによりまして修文した箇所についてそれぞれアンダーラインをつけてございます。

加工食品の品質表示基準につきましては、8-1の資料を見たいと思います。総数で152件の意見が寄せられております、企業、団体で約半数、個人の方が5分の1程度の意見が寄せられております。8-1にまとめておりますのは、事務局といたしまして、これら152件につきましてその概要を整理したものでございます。

主な御意見といたしましては、2ページにありますように、製造業者にかえて加工者の規定も追加してほしいという御意見もございます。

中ほどよりちょっと上ですが、第3条第2項の対象を明確にしてほしいという御意見も多くございました。第3条第2項というのは、固形物と充てん液を入れた場合の表示の仕方でございます。5の表示の方法ですが、名称にかえて品名も記載できるようにしてほしいという意見が多く寄せられております。

3ページですが、原材料名表示におきまして、食品添加物とそれ以外のものを区分しないで表示できるようにしてほしいという意見も多く寄せられております。

中ほどよりちょっと上ですが、主要原材料が多い場合、一定量以下のものはまとめて表示できるようにしてほしいという意見も多く寄せられております。

その二つぐらい下ですが、複合原材料の基準をもっと明確にしてほしいという意見が寄せられております。

4ページですが、上から四つ目ぐらいのところで、基準の中に「でん粉」は「でん粉」と書けるというような例示が挙げてありますが、その事例を多くしてほしいという希望が多く寄せられております。

5ページですが、原材料の強調表示です。ここにおきましては規定の明確化をしてほしいという意見が多く寄せられております。

6ページですが、13の附則のところですが、一番上の他の法令との実施時期をあわせてほしいという御意見が多くございました。

その三つ下のところですが、適用までの猶予期間を2年ぐらい設けてほしいという意見が多く寄せられておりました。

それらの意見を踏まえまして修文したところが、先ほど申し上げましたようにアンダーラインを引いてあるところでございます。

第1条の適用の範囲ですが、コーデックス規格にもありますように、容器または包装されたものにコーデックスも限定しておりますので、ここにつきましてはわかりやすく括弧書きで入れたということでございます。

第2条、定義ですが、それぞれの用語を三つ定義しております。加工食品につきましては「製造又は加工された飲食料品であって、別表1に掲げるものをいう」ということにしております。

別表1が4ページです。別表1(2条関係)とありまして、それぞれ1番から25番まで並べております。これら並んでいるものにつきましては、総務庁の「日本標準商品分類」によりまして分類されているものから、加工食品に該当するものをここにすべて収録しております。ですから、2条でいいますところの加工食品は別表1に掲げるもの、これらがすべて加工食品であるということでございます。

賞味期限と消費期限につきましては、従来、製造年月日から期限表示に切りかえた定義を、そのままここに載せております。賞味期限といたしましては、「容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持し得ると認められる期限をいう」としております。

消費期限といたしましては、「容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、摂取可能であると期待される品質を有すると認められる期限をいう」としております。

次に、3条の一括表示事項です。一括表示事項として、「加工食品の品質に関し、製造業者、加工包装業者又は輸入者が加工食品の容器又は包装に一括して表示すべき事項は、次のとおりとする」としてしております。ただし書きといたしまして、「飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない」としております。

先ほど御説明しましたように、パブリックコメントに基づきまして加工包装業者を追加しております。

一括表示すべき事項としては、(1)名称、(2)原材料名、(3)内容量、(4)賞味期限、(5)保存方法、(6)製造業者等の氏名又は名称及び住所としております。

2項として、「固形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したものにあっては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、前項第3号に掲げる事項に代えて、固形量及び内容総量とする」としてしております。これはコーデックスにこの基準がありますので、これを準用して定めております。

アンダーラインが「缶又は瓶に密封したもの」というところに引いてあります。パブリックコメントを行ったところ、ここの規定につきまして、実際に豆腐であるとかこんにゃくであるとか、水が入っているもの、そういう缶、瓶以外のものの取り扱いを明示してほしいということでしたので、缶、瓶に入ったものは固形量と内容総量にするということにしておりまして、3項として新たに1項加えまして、内容量か固形量、いずれかが書けるという規定を設けたわけでございます。規定といたしましては、「固形物に充てん液を加え、缶又は瓶以外の容器又は包装に密封したものにあっては、製造業者等がその缶及び瓶以外の容器又は包装に一括して表示すべき事項は、第1項第3号に掲げる事項に代えて、固形量とすることができる」としてしております。

4項は消費期限ですが、「品質が急速に変化しやすく製造後速やかに消費すべきものにあって

は、製造業者等がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、第1項第4号に掲げる事項に代えて消費期限とする」としております。これは先ほど御説明しましたように、製造年月日から期限表示に切りかえたときに、あわせてこういう規定もつくられましたので、これも入れてございます。

次が5項です。「輸入品にあっては、製造業者等がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、第1項各号に掲げるもののほか、原産国名とする」としております。これも従来の加工食品の基準にありましたので、輸入品の場合は原産国を書くという規定を入れております。

第6項ですが、「第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に該当するものにおいて、同表の右欄に掲げる表示事項を省略することができる」としております。

一つ目として、容器又は包装の面積が30㎡以下のものであるものにつきましては、原材料、賞味期限又は消費期限及び保存方法について省略できるとしております。

次が、原材料が1種類のみであるもの、これにつきましては原材料名が省略できるということでございます。

内容量を外見上容易に識別できるもの、これにつきましては内容量が省略できるということでございます。

2ページですが、品質の変化が極めて少ないものであって、別表2に掲げるもの、これらにつきましては賞味期限と保存方法が省略できるとしております。

別表2は6ページにございます。別表2(第3条関係)といたしまして1から6まで並んでおります。この基準はコーデックスにもありまして、コーデックスでは2のチューインガム、3の砂糖、5の食塩についてはコーデックスが認めております。同様の趣旨から、同様なものについては、でん粉であるとか冷菓であるとか、アイスクリーム、そういうものについてはあわせて認めるということで別表をつくっております。

また2ページに戻っていただきまして、常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき事項がないものにつきましては、保存方法が省略できるとしております。

第4条が表示の方法です。「前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項、同条第2項の固形量及び内容総量、同条第3項の固形量並びに同条第4項の消費期限の表示に際しては、製造業者等は次の各号に規定するところによらなければならない」としております。

第1号として名称です。名称の書き方につきましては、「その内容を表す一般的な名称を記載すること」としております。ただし書きとして、「別表第3の左欄に掲げる加工食品以外のものにおいて、同表の右欄に掲げる告示により定められた名称を記載してはならない」としております。

別表3は6ページです。ここに現在定めております種類別の品質表示基準が載せております。現在定めております品質表示基準のうち、名称を表示する仕方というのをそれぞれ定めておりますが、その中で「その他」とか、明確でないものを除いた、要は名称がきっちり確定しているものについてのみこの表に掲げております。ですから、この表に掲げてあるものにおいて、この表の定義にあうもののみ、この名前が使えるということでございます。

また2ページに戻っていただきたいのですが、第4条第2号の原材料名の表示の場合です。「使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること」としております。アとイに分けて食材と食品添加物にしております。

アですが、「食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること」としております。ただし書きとして「2種類以上の原材料からなる原材料については、当該複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。この場合において、複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満のとき、又は複合原材料の名称からその原材料が明らかなきときは、当該複合原材料の原材料の記載を省略することができる」としております。このアのただし書きはコーデックスの基準にありますので、これを準用して入れております。

次にイです。「食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則第5条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること」としております。

次にウですが、「アの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に該当するものにおいて、同表の右欄に掲げる名称をもって記載することができる」としております。

これはコーデックスの基準にもありますように、右側のある程度の類別名に近いような、グルーピングしたような名前が使えるということが定められておりますので、それを準用しております。

食用油脂につきましては、「植物油」、「植物脂」、「植物油脂」等は書けるということでござい

す。動物油についても同様でございます。それと、「加工油」、「加工脂」、「加工油脂」等と記載することができると定めております。

でん粉につきましては、「でん粉」と書けるということでございます。これは「ばれいしょでん粉」と書いてもいいし、ただの「でん粉」と書くことができるという規定でございます。

次に、魚類及び魚肉です。この場合は、特定の種類の魚類の名称を表示していない場合につきましては、原材料表示として、「魚」又は「魚肉」と書けるということでございます。

家きん肉につきましては、食肉製品を除きまして、特定の種類の家きんの名称を表示していない場合につきましては、「鳥肉」と書けるということでございます。

家きん肉の後ろに「食肉製品を除き」というのをアンダーラインが引いてありますが、これは追加しております。これは漏れがありましたので、ここに入れております。

次が、無水結晶ぶどう糖と含水結晶ぶどう糖と全糖ぶどう糖です。これにつきましては「ぶどう糖」と記載できるということでございます。

このぶどう糖につきましてはコーデックスにありますますが、前の調査会において、現行のJAS規格並びに品質表示基準におきまして、それぞれぶどう糖を含む「異性化液糖」等の書き方について相当詳しく書いておりましたところ、整理するように御指摘がございましたので、今回それを踏まえて整理したものでございます。「ぶどう糖果糖液糖」と「果糖ぶどう糖液糖」と「高果糖液糖」につきましては「異性化液糖」と書けるということでございます。

「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」と「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」と「砂糖混合高果糖液糖」につきましては、「砂糖混合異性化液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と書くことができております。

3ページですが、香辛料及び香辛料エキスにつきましては、「香辛料」又は「混合香辛料」と書けるということでございます。

それぞれコーデックスに同様の基準が定められているものでございます。

香辛野菜及びつまもの類並びにその加工品につきましては、「香草」又は「混合香草」と書けるという規定でございます。

最後になりますが、糖液をしん透させた果実につきましては、「糖果」と書けるという規定でございます。

次にエですが、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条又は15条により格付された有機農産物又は有機農産物加工食品を原材料とする場合には、当該原材料が有機農産物又は有機農産物加工食品である旨を記載することができる」ということでございます。ですから、有機の基準で格付を受けたものについては、原材料欄に「有機にんじん」とかというふうに書けるという規定でございます。

次、(3)号は内容量です。「特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に掲げる特定商品につきましては、計量法の規定により表示することとし、その他にあっては内容重量、内容体積又は内容数量を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラムの単位で、内容体積はミリリットル又はリットルの単位で、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して記載すること」としております。

次に(4)号の固形量です。「固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること」としております。

次に(5)号の内容総量です。「内容総量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること」としております。

(6)号が消費期限又は賞味期限です。「消費期限又は賞味期限を、次に定めるところにより記載すること。

アといたしまして、「製造から消費期限又は賞味期限までの期間が3月以内のものにあっては、次の例のいずれかにより記載すること。ただし、(イ)、(ウ)又は(エ)の場合にあって、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することとできる。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」と記載すること」としております。

下にそれぞれ例示が掲げております。ただし書きのところは、いわゆる6文字の表示になるわけでございます。これは従来から定めております消費期限等の表示の例示と同様としております。

イとして、「製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあっては、先に定めるところにより記載すること」としております。

(ア)といたしまして、「次の例のいずれかにより記載すること。ただし、b、c又はdの場合にあって、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することとできる。この場合において、月が1桁の場合は、2桁目は「0」と記載すること」としております。それぞれ例示が上と同様に四つ掲げてございます。

(イ)といたしまして、「(ア)の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる」としております。

4ページ、(7)として保存方法です。「製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「10℃以下で保存すること」等と記載すること」としてしております。

第2項といたしまして、「前条に規定する事項の表示は、別記様式により、容器又は包装の見やすい箇所にしなければならない」としてしております。ただし書きといたしまして、これもコーデックスの基準にありますものを準用してしております。「容器又は包装を包装紙等包装する場合又は紙箱等に入れる場合にあって、包装紙若しくは紙箱等に必要な表示をし、容器若しくは包装の表示が包装紙等若しくは紙箱等を透かして見えるようにし、又は包装紙等若しくは紙箱等で覆われないようにすること」としてしております。

次が第5条です。これは特色のある原材料等の表示の基準です。「特定の原因地のもの、有機農産物、有機農産物加工食品その他使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合、又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、次の各号に掲げるいずれかの割合を、当該表示に近接した箇所又は第3条第1項第2号の原材料名の次に括弧を付して記載すること。ただし、その割合が100%である場合にあっては、割合の表示を省略することができる」としてしております。

パブリックコメントにもありましたように、もう少し明確にしてほしいという御意見もありましたので、「有機農産物」と「有機農産物加工食品」という具体的な事例を追加しております。

次が第1項ですが、「特色のある原材料の製品の原材料に占める重量の割合」ということです。

第2項は新たに追加したところですが、特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合が表示できるということで、第5条につきましては、全体に占める原材料の割合の書き方と、特定の原材料のうちの特色のある原材料の表示、いずれかの表示ができるということを明確にしております。

第2項といたしまして、「特定の原材料の使用量が少ない旨を表示する場合にあっては、特定の原材料の製品に占める重量の割合を、当該表示に近接した箇所又は第3条第1項第2号の原材料名の次に括弧を付して記載すること」としてしております。

第2項の特定の原材料の使用量が少ないという事例としては、ドレッシングの中の油分が少ないとか、そういうことを指しております。

次に、表示禁止事項、第6条です。次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

第1項といたしまして、「第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語」、第2項として、「その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真、その他の表示」、これらについては表示禁止としたところでございます。

次に、第7条ですが、その他加工食品の品質に関する表示に係る基準でございます。第7条の第1項といたしまして、「この基準に定める事項以外の事項であって、加工食品の品質に関し特に必要な表示について製造業者が守るべき基準は、別に農林水産大臣が定めるところによる」としてしております。この規定に基づきまして、後ほど説明いたします遺伝子組換えに関する基準があるわけでございます。

第2項といたしまして、「第3条に定めるもののほか、農林水産大臣が法第19条の8第2項の規定に基づき、飲食料品の種類ごとに製造業者が守るべき基準を定めたときは、その定めるところによる」としてしております。

これにつきましては、一応区分といたしまして、先ほど御説明いたしましたように、加工食品と生鮮食品の2本の基準を定めるといっていますが、現にあります加工食品の55基準につきましては、それぞれこの横断的な基準を基本とし、種類別の特有の基準をそれぞれの基準で定めるといってでございます。

別表1につきましては先ほど御説明したところでございます。別表2、別表3も同じでございます。

7ページですが、別記様式として、従来と同様、こういう枠でくくった中に、名称、原材料名から製造者までの表示を一括して表示していただくということでございます。

備考として、従来定めております加工食品と同様な基準が定めてあるわけですが、1といたしまして「表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること」としてしております。

2といたしまして、「表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること」としてしております。「ただし、表示可能面付がおおむね150＝以下のものにあっては、日本工業規格Z8305に規定する5.5ポイントから7.5ポイントまでの大きさの活字とすることができる」としてしております。

3といたしまして、「表示しない項目にあっては、この様式中その項目を省略すること」としており

ます。

4といたしまして、「この様式中「名称」とあるのは、これに代えて「品名」、「種類別」又は「種類別名称」と記載することができる」としております。これがパブリックコメントに基づいて新たに追加した項目でございます。

5といたしまして、「賞味期限をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の賞味期限の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することできる。この場合において、保存方法についても、この様式の保存方法の欄に記載箇所を表示すれば、賞味期限の記載箇所に近接して表示することができる」としております。

6といたしまして、「この様式中「賞味期限」とあるのは、これに代えて「品質保持期限」と記載することができる」としております。

7といたしまして、「品質が急速に変化しやすく製造後速やかに消費すべきものにあつては、この様式中「賞味期限」を「消費期限」とすること」

8といたしまして、「表示を行う者が加工包装業者である場合にあつては、この様式中「製造者」を「加工者」とすること」

9といたしまして、「表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中「製造者」を「販売者」とすること」

10といたしまして、「輸入品にあつては、9にかかわらず、この様式中「製造者」を「輸入者」とすること」

11といたしまして、「この様式は縦書とすることできる」

12といたしまして、「この様式の枠を記載することが困難な場合には、枠を省略することができる」

13といたしまして、「法第19条の8第2項の規定に基づき飲食料品の種類ごとに定められた製造業者等が守るべき基準に定められた一括表示事項、不当景品類及び不当表示防止法第10条の規定に基づく公正競争規約に定められた表示事項及びその他法令に定められた表示事項は、枠内に記載することできる」としております。

公正競争規約に基づく表示も枠内に書けるというアンダーラインを引いたところがパブリックコメントに基づいて入れてございます。

附則といたしまして、1「この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する」

2といたしまして、「この告示の施行の際に現に法第19条の8第2項の規定に基づき製造業者又は販売業者が守るべき基準が定められている農林物資以外の農林物資については、平成13年4月1日以後に製造、加工又は輸入されるものから適用する」としております。現行定められている基準については、法律施行後もこのままずっと継続して表示基準がかかってくるということでございます。

以上でございます。

食品流通局長挨拶

○吉村品質課長 それでは、説明の途中でございますけれども、食品流通局長が参りましたので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。局長、よろしくお願いいたします。

○福島食品流通局長 食品流通局長の福島でございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、年度末、御多忙中にもかかわらず、農林物資規格調査会に御出席いただきまして、心から御礼を申し上げます。

また、常ごろよりJAS制度の運営につきまして助言、指導を賜っておりますことを、この場をおかりしまして感謝申し上げます。

JAS法改正の大きな柱の一つであります有機食品の検査・認証制度の創設につきましては、昨年末に本調査会の御審議をいただきまして、有機農産物、有機農産物加工食品の特定JAS規格をこの1月に制定したところであります。認証制度を4月を目途にスタートできるように、現在永意作業を進めているところであります。

本日は、JAS法改正のもう一つの柱であります食品の表示の充実・強化を図るために、加工食品及び加工食品以外の生鮮食品につきまして、品目横断的な品質表示基準を制定する件でございます。加工食品の基準につきましては名称、原材料、内容量等を、また、生鮮食品の基準につきましては、名称、原産地等の表示の基準をそれぞれ定めるものであります。

また、あわせて遺伝子組換えに関する表示の基準の制定につきましても御審議いただきたいと思います。これは昨年8月の食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会の取りまとめを踏まえた基準案でございます。

また、種類別の品質表示基準といたしましては、産地、品種、産年の表示の適正化を柱とします
玄米及び精米品質表示基準と、養殖または冷凍である旨の表示の適正化を図るための水産物品
質表示基準の制定についてでございます。

委員の皆様方におかれましては、これら多くの案件につきまして、限られた時間内ではありますが、十分御審議いただきますようお願い申し上げます、私の御挨拶といたします。よろしくお願いいたします

○吉村品質課長 ありがとうございます。

資料説明(続)

○吉村品質課長 それでは、引き続き資料説明をさせていただきたいと思えます。

○事務局(井坂) それでは、次に資料4の生鮮食品品質表示基準の制定について(案)について御説明させていただきます。

制定の趣旨といたしましては、「近年の産地の多角化、国際化等の進展及び消費者の食品に対する関心の高まりに対応して、消費者の視点を重視し、消費者が自己の判断で適切に商品を選択することが可能となるよう食品の表示内容の充実を図ることが求められている。

そこで、一般消費者の選択に資するため、JAS法第19条の8第1項の規定に基づき、一般消費者向けのすべての生鮮食品の品質に関する表示について、その販売業者が守るべき基準を定める」としております。

2として、制定の内容です。「名称、原産地等の表示の基準を定める」としております。 次のページの生鮮食品品質表示基準(案)について御説明いたします。

第1条といたしまして適用の範囲です。「この表示は生鮮食品に適用する」ということでございます。先ほどの加工食品は「容器に入れ又は包装されたものに限る」としておりましたが、生鮮食品につきましては、それら条件なしにすべて適用するということでございます。

第2条、定義です。「生鮮食品の定義といたしましては、加工食品以外の飲食料品であって、別表に掲げるものをいう」としております。

別表は2ページの下から3分の1ぐらいのところですが、別表第2条関係として、ここで農産物と畜産物、水産物、それぞれを三つの区分に分けて、これも総務庁が出しております「日本標準商品分類」の中の、加工食品に該当するものは加工食品の基準の欄に掲げてありますので、それ以外のものについてここで掲げてございます。

1の農産物ですが、農産物につきましては括弧書きで、「収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したもの」、こういうものは生鮮食品ということで明示してございます。

3ページの畜産物につきましては、特段モノとしての括弧書きつけておりません。

水産物の方ですが、「ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレ、切り身、刺身、むき身、単に冷凍及び解凍したもの並びに生きたものを含む」ということで、これらはすべて生鮮食品としております。ただし、刺身につきましては、「(盛り合わせたものは除く)」といたしまして、盛り合わせたものにつきましては加工食品の方の基準で対応するということでございます。

第2条の定義のところですが、生鮮食品の次に小売販売業者を定義づけております。これは「販売業者のうち、一般消費者に生鮮食品を販売するものをいう」と定義づけております。

第3条として表示事項です。「生鮮食品の品質に関し、販売業者が表示すべき事項は次のとおりとする」、ただし書きといたしまして「生鮮食品を生産し、一般消費者に直接販売する場合又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない」として、このただし書きの趣旨は、先ほどの加工食品と同様でございます。

実際に表示していただく項目としては、第1号として「名称」、第2号として「原産地」ということでございます。

第2項として、「特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に規定する特定商品であって容器に入れ、又は包装されたものについては、販売業者がその容器又は包装に表示すべき事項は、前項各号に掲げるもののほか、内容量、販売業者の氏名又は名称及び住所とする」ということでございます。

次に、表示の方法ですが、第4条として、「前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項並びに同条第2項の容内量の表示に際しては、販売業者は、次の各号に規定するところによらなければならない」としております。

第1号として名称です。これは加工食品と同様、「その内容を表す一般的な名称を記載すること」としております。

第2号として原産地です。「次に定めるところにより事実即して記載すること」としております。ただし書きで「同じ種類の生鮮食品であって、複数の産地のものを混合した場合にあっては当該

生鮮食品の製品の占める重量の割合の多いものから順に記載する」ということとございます。もう一つは、「異なる種類の生鮮食品であって、複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあっては当該生鮮食品それぞれの名称に併記して記載すること」としております。

次がアとして農産物です。「国産品にあっては都道府県名を、輸入品にあっては原産国名を記載すること」としております。ただし書きといたしまして、「国産品にあっては市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、都道府県名又は原産国名の記載を省域することできる」としております。

イとして畜産物です。「国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載すること」としております。括弧書きですが、「生体を輸入した日から牛にあっては3月、豚にあっては2月、牛又は豚以外の家畜にあっては1月以内にと畜して生産したものを除く」としております。

次に、ただし書きですが、「国産品にあっては主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる」としております。見え消しになっておりますが、「輸入品にあっては主たる飼養地が属する一般に知られている地名」も書けるとしておりましたが、これにつきましては現在もこういうことが行われていないということです、この文は削除するということとございます。

「この場合においては、国産である旨の記載を省略することができる」としております。次にウとして水産物です。(ア)として「国産品にあっては生産した水域の名称又は地域名(陸上で養殖した場合の主たる養殖場が属する都道府県名をいう)を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、水域名の記載が困難な場合にあっては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることできる」としております。

(イ)ですが、「(ア)の規定にかかわらず、国産品にあっては水域名に水揚げした港名と水揚げした港が属する都道府県名を併記することができる」、輸入品の場合も「原産国名に水域名を併記することできる」としております。

(3)内容量です。「計量法の規定により表示すること」としております。

第2項ですが、「前条第1項に規定する事項の表示は、小売販売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等に記載する」ということとございます。「小売販売業者にあっては、容器若しくは包装の見やすい箇所又は製品に近接した掲示その他見やすい場所にしなければならない」としております。

第3項ですが、「前条第2項に規定する事項の表示は、容器又は包装の見やすい箇所にしなければならない」としております。

第4項として、「容器又は包装に印刷する表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字としなければならない」としております。

第5条として、その他の表示事項及びその表示の方法です。「第3条に規定するものほか、放射線を照射した製品にあっては、その旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載すること」としております。

第6条が表示禁止事項です。この表示禁止事項につきましては、現行のものに書いてあります表示禁止事項と同様としております。

第1号として「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」、第2号として「第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語」、第3号として「その他製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示」、これらについては表示禁止ということとございます。

第7条ですが、第7条の第1項につきましては先ほどの加工食品の基準と同様でありまして、「この基準に定める事項以外の事項であって、生鮮食品の品質に関し特に必要な表示について販売業者が守るべき基準は、別に農林水産大臣が定めるところによる」としておりまして、これに基づきまして、遺伝子組換えの表示の基準をつくっているわけでございます。

第2項につきましても加工食品と同じでございまして、後ほど説明いたします種類別の品質表示基準がありますので、その関係を言っているところでございます。

別表については先ほど御説明いたしました。

3ページの附則のところですが、1は、「この告示は農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する」ということとございます。

2として、現行表示基準のありますブロッコリー、さといも、にんにく等につきましては、継続して基準がかかってくるということとございまして、それ以外の生鮮食品につきましては、平成12年7月1日以後に販売されるものから適用するとしております。

以上が生鮮食品品質表示基準の制定について(案)でございます。

ただいま御説明した内容ですが、資料8-2を見ていただきますと、生鮮食品につきましては総数で63件のパブリックコメントが寄せられておりまして、個人の方が大体3分の1ぐらいでございます。

寄せられた意見の中身としては、1ページの3の定義ですが、生鮮と加工の区分をもっと明確にしてほしいという内容と、水域名をもっと明確にしてほしいという意見が多く寄せられておりました。それと、蓄養の規定と表示基準を設けてほしいという意見もございました。最後のページですが、施行の期日につきまして、1年ぐらいの猶予期間を設けてほしいという御意見が多くありました。

あわせまして8-6を見ていただきたいのですが、WTO通報しましたところ寄せられた意見でございます。

生鮮食品につきましては(1)のイですが、ニュージーランドから、生鮮食品の原産地表示関係につきまして、「原産地表示の義務づけについて再考し、任意表示とすることにより、より貿易制限的でない方法をとることを求める」というコメントが寄せられております。

それに対しまして、我が国として、「原産地表示は、国内産と外国産とを問わず義務づけられるものであり、貿易制限的な性格のものではなく、食品の品質を消費者が判断するに資し、その利益の保護を図るため必要である。任意表示では、消費者への実効性ある情報提供は困難である」という回答をいたしております。

続きまして、資料5の遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の制定について(案)について御説明いたします。

制定の趣旨といたしましては、「消費者の関心の高い遺伝子組換え食品について、技術的、科学的観点から、合理性、信頼性及び実行性のある表示を行うことが求められている。そこで、一般消費者の選択に資するため、加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づき、一般消費者向けのすべての加工食品及び生鮮食品に関し、特に必要な品質に関する表示として、遺伝子組換えに関する表示について、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定める」ということが趣旨でございます。2として制定の内容ですが、「遺伝子組換え農産物が存在する作目に係る農産物及びこれを原材料とする加工食品について、遺伝子組換えに関する表示の基準を定める」ということが内容でございます。

まず、第1条、適用の範囲です。「この基準は、加工食品品質表示基準第2条に規定する加工食品及び生鮮食品品質表示基準第2条に規定する生鮮食品に適用する」ということで、加工食品と生鮮食品に適用して、基準としては一本のものをつくるということでございます。

第2条が定義です。ここに書いてありますそれぞれの定義及び基準につきましては、資料12ありますように、食品表示問題懇談会で取りまとめられましたものにつきまして、品質表示基準という基準の形に取りまとめたもので、内容的にはそのまま移行したものでございます。

定義ですが、対象農産物といたしまして、「組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目として別表1に掲げるものをいう」としております。

別表1は2ページの一冊下ですが、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実というものを挙げてございます。

遺伝子組換え農産物の定義ですが、「対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産された農産物をいう」としております。

非遺伝子組換え農産物については、「対象農産物のうち遺伝子組換え農産物でないものをいう」としております。

分別生産流通管理ですが、「遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう」としております。

主な原材料ですが、「原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう」というふうに定義づけております。

第3条、表示の方法です。第3条の第1項の方が加工食品で、第2項の方が生鮮食品の農産物の基準です。

加工食品の方につきましては、「対象農産物を原材料とする加工食品であって、加工工程後も組換えられたDNA又はこれによって生じたたん白質が残存するものとして別表2の左欄に掲げるものの表示に際しては」ということで、別表2は3ページです。1番の豆腐・油揚げ類から24番までそれぞれ食品を掲げております。また1ページに戻っていただきまして、「別表2の左欄に掲げるものの表示に際しては製造業者、加工包装業者又は輸入業者は、加工食品品質表示基準第4条に規定するもののほか、その容器又は包装に次の各号に規定するところにより、同表の右欄に掲

げる対象農産物について記載しなければならない」ということでございます。

また別表2を見ていただきますと、左側の加工食品、豆腐・油揚げ類については、その表示すべき対象農産物として「大豆」が書いてあります。この大豆について、それぞれ遺伝子組換えに関する表示をするということでございます。

例外規定といたしまして、ただし書きといたしまして、「容器又は包装の面積が30㎡以下である場合は、この限りでない」ということとしております。

第1号として、「分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第6項の規定にかかわらず、原材料が1種類のみであるものについても原材料名を表示することし」ということで、加工食品の基準ですと、先ほど御説明しましたように、1種類ですと省略できるという規定で原材料名欄がない場合がありますのが、この規定の場合は、原材料名欄をつくって書いていただくということでございます。

「当該原材料の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を記載すること」としております。

第2号ですが、「生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第6項の規定にかかわらず、原材料が1種類のみであるものについても原材料を表示することし、当該原材料の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を記載すること」としております。

第3号ですが、「分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物を原材料とする場合は、当該原材料の名称を記載するか、当該原材料が1種類のみであって加工食品品質表示基準第3条第6項の規定により原材料名を省略する場合は、当該加工食品の名称を記載するか、又は当該原材料の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を記載すること」としております。

一応この基準といたしましては、品質表示基準では、義務でございますので、その書き方として、原材料の名称を書くか、1種類で省略された場合は名称の表示をするか、または、原材料の名称の次に遺伝子に関する表示をするという三通りの表示が義務づけられるということでございます。

次に、2項として、「対象農産物の表示に際しては、販売業者は生鮮食品品質表示基準第4条に規定するものもほか、次の各号に規定するところによらなければならない」といたしまして、第1号として、「分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を記載すること」としております。

第2号といたしまして、「生産又は流通のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を記載すること」としております。

第3号といたしまして、「分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物の場合は、当該対象農産物の名称又は当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を記載すること」としております。

次に第3項ですが、「分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、第1項第1号若しくは第3号又は前項第1号若しくは第3号の確認が適切に行われている場合には、第1項第1号若しくは第3号又は前項第1号若しくは第3号の確認がされた遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物として、第1項及び前項の適用については、分別生産流通管理がされたものとみなす」という規定でございます。

次が第4条の表示が不要な加工食品です。これにつきましては、第1項として、「別表2に掲げる加工食品の原材料のうち、主な原材料でない対象農産物及びこれを原材料とする加工食品につきましては、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物若しくは非遺伝子組換え農産物である旨又は遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示は不要とする。ただし、当該原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合は、前条第1項及び第3項の規定に準じてこれを記載しなければならない」というふうに、一応不要なものを挙げて、ただし、どうしても表示する場合の表示の仕方というのは、上の義務表示の基準に準ずるとい

うこととございます。

2項ですが、「対象農産物を原材料とする加工食品であって、別表2に掲げる加工食品以外のものの対象農産物である原材料については、遺伝子組換えに関する表示は不要とする」ということです。ただし書きは上の第1項と同じでありまして、書く場合には上の各項に準じて書かなければいけないということとございます。

第5条が表示禁止事項です。「加工食品品質表示基準第6条及び生鮮食品品質表示基準第6条に規定する表示禁止事項のほか、組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目及びこれを原材料とする加工食品にあつては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語は、これを表示してはならない」としております。

3ページの附則です。この基準につきましては、平成13年4月1日以後に製造、加工又は輸入される加工食品及び同日以後に販売される生鮮食品に適用するということとございます。

附則の2が見直しのことです。「別表1に掲げる対象農産物と別表2に掲げる加工食品については、新たな遺伝子組換え農産物の商品化、遺伝子組換えの流通及び原料としての使用実態、組換えられたDNA及びこれによって生じたたん白質の除去並びに分解の実態、検出方法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心等を踏まえ、1年ごとに見直す」というものでございます。

3として、「前項に規定するもののほか、この基準については、生鮮食品及び加工食品を生産、製造、流通及び加工する場合における遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品の取扱いの状況、国際的な規格の検討の状況等を踏まえつつ、見直しを行うものとする」ということとございます。

この基準につきましては8-3という資料を見ていただきたいのですが、これがこの基準につきましてパブリックコメントが寄せられたものです。総数としては2,065件の意見が寄せられておりまして、そのほとんどが個人の方で、1,936件寄せられております。

意見の概要としては、この基準を評価するなりほぼ妥当であるという御意見も多数寄せられておりますが、こういう遺伝子組換えGMO食品の表示をそもそも行うべきではないという意見も多数寄せられております。また、GMO食品の安全性とか有用性とか、それに関する情報の公開をもっとすべきという意見も多数寄せられております。

2ページの真ん中辺ですが、検査法を公定法として確立して、検証体制の確立を望むという意見も多数寄せられております。それと、国内消費者の意見を反映した国際基準の制度化を望むという意見も多数寄せられております。その下ですが、畜肉製品及びその飼料にも表示基準を設けるべきという意見も多数寄せられております。

2ページ目の下ですが、すべての食品と原材料に表示の義務を望むという意見も多数寄せられております。

3ページ目ですが、同様の趣旨で、表示義務対象品の拡大を求める声も多うございました。3ページ目の一番下ですが、輸入時に、国がGMOの判定検査を行い、その後国内で流通させる制度をとるべきであるという意見も多数寄せられております。

4ページ目ですが、主な原材料で上位3位ということになっておりますが、上位3位でなくて、すべてに表示を望むという意見も多数寄せられております。4ページの下ですが、非遺伝子組換えの表示をした場合、そのものについての安全性については差がないんだという表示を併記させるべきという意見も多数寄せられております。

次に5ページの下のところですが、「一定の混入」と書かれておりますが、その混入率を明確に定めるべきという意見も多数寄せられております。6ページですが、その混入率を0%または限りなく0%に近い数値を定めるべきという意見も多数寄せられております。二つ下ですが、検出限界を0.1%という基準を設けるべきという意見が多数寄せられております。

それと、第4条の表示の不要なものの基準ですが、第4条1項そのものを削除すべきという意見も多く寄せられておりますし、ただし書きを削除するという意見も寄せられております。第2項についても同様でございます。

以上が遺伝子組換えに関するパブリックコメントの概要でございます。

次に、8-6ですが、遺伝子組換えに関するWTO通報につきましては、米国からアにありますように、「健康や安全に問題がある場合や食品の栄養等が変化している場合を除き、義務的な表示は必要ないとする。消費者への情報提供は重要であるが、自主的な表示や消費者への教育プロセスを経て行うべきものである」というアメリカからの意見が寄せられております。

これに対しまして、「消費者への情報提供を実効性のあるものにするためには、必要以上に貿易制限的でなく、実行可能かつ検証可能な範囲で義務表示を導入することは必要である」という旨の回答をいたしております。

以上でございます。

○本間部会長 大変長い説明でございましたけれども、以上3本の基準につきまして説明が終わりました。これにつきましては専門委員会が開かれております。その討議の内容につきましては、専門委員会の座長を兼ねました沖谷委員から報告をお願いしたいと思います。

○沖谷委員 それでは御報告いたします。加工食品、生鮮食品、遺伝子組換えに関する基準の専門委員会を平成11年10月27日、調査会の委員、私を含めて2名、専門委員23名によって専門委員会が開催されまして、今説明がありました原案どおり了承されましたので、御報告いたします。

○本間部会長 ありがとうございます。

さらに、この件につきましては消費者専門委員会が開かれております。その討議の内容につきましては事務局の方から御説明をお願いいたします。

○事務局(井坂) 加工食品、生鮮食品、遺伝子組換えに関する表示基準につきましては、平成11年10月28日、調査会委員2名、専門委員7名によって消費者専門委員会が開催されまして、原案どおり了承されましたことを御報告いたします。

○本間部会長 ありがとうございます。

審 議

【加工食品】

○本間部会長 それでは、加工食品、生鮮食品、遺伝子組換え、この3件につきまして質疑をしたいと思います。とりあえずは、説明の順に従いまして加工食品から始めさせていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○委員 2ページの原材料名のところですが、これは二つに分けて書いてありますして、コーデックスにあわせていくという御説明が先ほどございましたが、コーデックスの場合にはこういうふうに分けていないように思うのですが、その点いかがでしょうか。これを分けた理由は何かございますか。

○事務局(井坂) コーデックスは確かに御指摘のとおり、区分して表示すべきという基準はございません。今回区分して表示する考え方といたしまして、従来からの加工食品の場合、それぞれ食材と添加物を区分して表示する。その理由として、消費者が選択する際、食品添加物等につきましてまとめて表示されていると、一べつで判断できるという御意見が多くありました関係上、そのような表示形態をとってきておりますので、今回も同様な考え方で区分して表示するという考えでこの案をつくっております。

○委員 先ほどパブリックコメントでは、かなり多くの方が一本というように言っておられるように思ったので、あえてこれをとられた理由をお伺いしたわけです。

もう一点、やはりコーデックスとの関係になると思うのですが、食品の種類によっては、強制的な表示ではなくて特別な表示の部分が幾つかございました。かなりローカルの強い部分があると思うのです。なぜこれをお残しになるのか、やはり便宜上必要なのでしょうか。

○事務局(井坂) 6ページの別表3でございますか。

○委員 もう一回見直しますが、たしかそういう御説明があったので……。

4ページの第7条の第2項のところです。「飲食料品の種類ごとに製造業者等の守るべき基準を定めたときは、その定めるところによる」と書いてありますが、これは商品によってこういうもう一つの基準があつてかなりローカルのイメージを持ったので、コーデックスを念頭に置かれて改定される中で、これが残った理由をお伺いしたかったわけです。

○事務局(井坂) ただいまの7条2項の基準というのが6ページの別表3、これらが種類別の品質表示基準でございまして、これらにつきましては、今までJAS規格を定め、なおかつ一般消費者の選択のために特に必要だということで政令指定を受けてそれぞれ基準を定めておるという状況でありますので、今回、特別に定めなくていいという条件は見当たりませんので、このまま残すということでございます。

○吉村品質課長 若干補足いたしますと、かつ、それぞれの品目につきまして、コーデックスにおきましても個別の品目についての表示の基準が定められておりましたり、あるいは規格そのものについての基準が定められておりますが、それについてはこれまでもできる限り整合性を個別に進めてきておりまして、また、今後5年ごとの見直しの中でもコーデックスとの整合性を考慮した形で見直しを進めていきますので、そういう意味では個別に定めるべき事項も、ローカルな必要性の部分は別途合理的な理由であれば残りますが、一般的に言えばそういう形で整合性を進めていくという形でやっております。

○委員 わかりました。

○本間部会長 いかがでしょうか。

○委員 4ページの保存方法なのですが、今までも一括表示外のところで書いてあったりしているのですが、これの考え方としては開封前ということと考えるわけですね。そうすると、開封後は各自に任せるということになります。これは実際に使っている面で開封したらどうしようかということがあるわけです。ですから、そういう場合には、モノによっては、開封後は冷暗所に保存してくださいとか、冷蔵庫に保存してくださいと丁寧に書いてあるものもあるのですが、どうしようかと思うような商品が結構見受けられるので、このところには、注釈として「開封前」ということは一切入っていないのですが、その辺は条件をつけていただきたいと思います。

○事務局(井坂) ただいまの件につきましては、第2条の賞味期限のところの定義で、「容器包装の開かれていない製品が、表示された保存方法に従って」ということで、要は封を切らない状態で、常温とか10℃以下とかという、その保存方法によって保存された場合に、その賞味期限がいつまでかということを決めるというルールになっておりまして、包装をあけてしまった後は、製造年月日から賞味期限に切りかえるときにもいろいろ御議論があったのですが、封をあけてしまいますと、その後の状況がそれぞれの場合で違いますので、製造者がそのことを表示することはできない。ですから、消費者の方でそれなりに管理していただくということしかできないのではないかとということで、このような基準が定まったわけでございます。

○委員 今のことに関連したことですが、第4条の第2項のただし書きのところで、容器包装は、包装紙とかフィルムで包装した場合に、表示がよく見えないことはよくないよということがコーデックスで決まったということですが、例えばマヨネーズとか、バターの容器、ああいうのは箱から出した後は、中は何も書いてないのです。メーカーの模様は書いてありますけれども。

その場合に、私もかねがねこれはおかしいなと思っていましたら、先日の新聞に、既に味の素が、中の容器に賞味期限を書くというふうに出ておりましたので、何か実態の方が先に行っているなという気がしたので、〇〇さんの説明の中につけ加えるといいかなと思って発言しました。

○本間部会長 そうすると、これは使い勝手の問題ということになるのでしょうか。非常に多様性のあることになりますね。

○委員 今にそういうのがどんどん出てくると思うのです。

○委員 確かに使い勝手なのですが、今までは一括表示外に書いてあって、今度は一括表示として保存方法が中に入ってきましたのでごくはっきりするのですが、今まではこれが「※」でついていた、注意事項としてあったり、取り扱い項目として入っていたり、同じ「直射日光を避け、常温で保存する」という文章が、保存方法ではなくて取り扱い上の注意とかそういうところに入っているのです。

ですから、使う方としては、保存方法として1項目で入ったのはありがたいのですが、使う側からすると、だから、さっき「開封前ですね」ということを確認したのですが、保存方法のところ、私たちここに出ている人は、これが開封前ということとはごくはっきりわかるのです。しかし、一般の方は、保存方法というと、常に保存方法で、開封前とかということはないのです。実際に、私たちはあけた後にも苦労というか、判断に困るところなのです。ですから、はっきり一括表示外に「開封後は」ときちっと書いてあるところもあります。そういうのは非常にありがたいと思うので、そういうことができないのかどうかということ、これは確かにこれでいいと思うのですが、少しここは考えるところではないかと思います。

○吉村品質課長 先ほど部会長からもおっしゃっていただきましたように、これは非常に多様性のある部分だと思います。現在の品質表示基準でも、そういう意味では個別に対応していかざるを得なくて、個別の表示基準の中で使用上の注意というのがつけ加えられるようになっておりまして、幾つかの個別の品質表示基準については「使用上の注意」という欄が設けられております。

その中には、これはジャムの例ですが、「開封後はガラス等の容器に移しかえてください」と、これは缶入りのジャムのケースですが、そういうものが使用上の注意として入っております。今申しましたように、缶詰めの場合はガラス容器に移しかえとか、いろいろ違ってまいりますので、共通のものとして、横断の基準として作成するのは難しいと思いますが、今おっしゃったような点は、今後使用上の注意というのは必要なものは残していく、あるいは場合によって、個別品目で必要があれば拡大していくということで対応していきたいと思っております。

○本間部会長 これに関しまして何か御意見ございますか、〇〇さん、いかがですか。

○委員 私はこの案に異論はないのですが、さっき〇〇委員がおっしゃった親切表示というのは、それが競争の一つの戦略になってどんどん進んでいくと思うのです。ですから、それは将来的に見て、先ほど〇〇さんおっしゃったように、現実の方が進んでいるということがありますので、さら

に一層進んでいくのではないかと思います。

ただ、業者の方がちょっとシュリンクいたしますのは、さっき「開栓後」というお話がございましたが、例のPL法の関係で、開栓後もいろいろな対応があるわけです。そのことを書いた場合に、想定しなかったような対応が出てくるということはアメリカではよくあるわけです。そういうことを考えると無制限に親切表示とかという形にはいかないのではないかと思います。しかし、現実的に考えられる理想の姿はどんどん進んでいくのではないかと思います。

○本間部会長 よろしいですか。

【生鮮食品】

○本間部会長 加工食品についてもしなければ、少し先に進ませていただいて、また戻ってくるのは差し支えないと思っておりますので、それでは生鮮食品の方に移らせていただきます。

○委員 パブリックコメントの中にもあったと思うのですが、畜産物の中で、国産品を、生体輸入日から、牛で3カ月、豚で2カ月、それ以外の家畜で1カ月というふうにあります。そういうふうにより短期間になさった理由を説明していただきたいと思います。

それから、輸入品だと、輸入してくるときには生体輸入ではなくて枝肉で来ているのが大半なのかどうか、あわせてお願いいたします。

○事務局(井坂) 現在は、生体で輸入してくるということはほとんどございません。過去に、関税上のことがありまして、生体で輸入される事例というのがありました。今はございません。

牛の場合の3カ月とか豚が2カ月というものにつきましては、今までもこの期間で指導してきたという経緯がございますので、実態はないのですが、もし入ってきた場合、何らかの基準がないと、その日から取り扱いが困りますので、一応の基準として設けてあるということでございます。

○委員 この生鮮食品の表示については、大変長期間にわたっていろいろと御審議いただいた結果だと思えますけれども、この中で小売業者、販売業者をきちんと位置づけたという点については、私ども小売業界ですけれども、卸からの流れで商売しておりますので、その流れが十分にきちんと整理されているなと思います。

ただ一つ問題点は、「刺身の盛り合わせを除く」という点ですが、この流れとしては、加工食品とみなしたと言われておりましたけれども、この表示に対して、一括表示するのか、またどういう表示の仕方が適切であるのか、その辺伺いたいと思います。

○事務局(井坂) 刺身の盛り合わせにつきましては、生鮮食品扱いではなくて加工食品の基準が適用されるということでございますから、原則としては、別記様式にありますように、枠で囲って、名称が「刺身盛り合わせ」、原材料がタコとかイカとか、そういう原材料を表示、賞味期限と保存方法なり、それぞれのものを書いていただくということになります。

あと、それぞれに特例として、その枠が省略できる場合等々あります。

○委員 そうすると、加工食品ですと賞味期限等も出ているのですが、これは生鮮ですから、賞味期限がなくても……。

○事務局(井坂) それは消費期限の方になると思います。

○委員 わかりました。

○委員 先ほどの加工品、それから遺伝子の方にも相通ずるかもしれないのですが、生鮮を扱う立場として、意見として申し上げておきたいと思います。

先ほど来からありますように、この制度に関する課題だとか、各分野からの要望も一定程度踏まえられておりますので、全体的に評価できるというのが私の判断であります。ただ、具体化に当たっては、消費者の方々が、適切な商品選択ができるということだけでなく、生産・流通段階を担う者にとっても、円滑にこれが実行できるような仕組みやシステムづくりが非常に重要だろうということで、そういう意味でいえば、我々生産・流通・販売を扱う努力もさることながら、行政サイドの理解なり支援なり指導も必要だろうと思っております。

そんな目でこれを見たときに、生鮮の表示に当たっては適切な監視システムといえますか、そういう運用の仕方、それから、さまざまな農産物の生産・流通の実態に即した具体的な進め方なり、広報活動なり、適宜必要な見直しなり、そういったことをやっていただきたいというふうに思っております。

○委員 いただいた資料の国際食品規格の一般原則を見ますと、「包装食品は、その性質に関していかなる点でも嘘をついたり、誤認させたり、騙したり、又は誤った印象を与えるおそれがないように、そのラベル又は表示について記述又は表現しなければならない」と、国際食品規格でもこういうふうによりきちんと決まっておりますが、例の原産国表示におきまして、お肉もそうだと思うのですが、消費者団体はかねがねそのことを言っているのですが、やはり加工されたところが原産国表示になっていくことについてかねがね反対の意見を示していました。

この国際規格の中の7ページの4.5.1のところに、「食品の原産国は、もしその省略が消費者を誤認させ又は欺瞞するようであるならば、表示しなければならない」とあります。今、梅干とからっきよについては御検討中とのことですが、こういう根本的なことを、どういうふうに私たちが理解していかなければいけないか。その次の4.5.2ということになるとまたちょっとニュアンスが変わってくるような表現になるのですが、このことについて事務局の方でどういうふうに考えておられるか、御説明ください。

○吉村品質課長 今、〇〇委員のから御紹介がありましたように、コーデックス規格においては、これは基本的には加工品を念頭に置いた規格なのですが、その場合には、まさに食品の性質を変えるような加工が行われたとき、表示する場合には、その加工が行われた国を原産国とみなさなければならないと、これはコーデックスのみならず、WTOなりでも確立した国際ルールでありますので、そのこと自体は変えられないと思います。

実際に、消費者の方々にとっても、加工が行われた場所、国、あるいは製造業者の氏名、住所というのは、加工品に関しては最も重要な情報であり、表示であろうと思いますので、それは変えられないと思うのです。ただ、その場合に、そのことだけで情報提供として十分かどうかということに関しましては、〇〇委員おっしゃられましたように、加工食品の原材料の原産地の表示の問題として、これは原産国表示というよりは原材料表示というふうに整理した方がよいと思うのですが、その表示の問題として検討しておりまして、実は今日の午前中もその関係の検討委員会がありましたが、その結論で申しますと、すべての加工食品の原材料の原産地を表示することは消費者も望んでおられないでしょうし、現実的にもそんなことはできっこないということであるわけですから、一定の必要性和実施の可能性という観点から、品目を選定して、それについて必要なものには、個々に原料の原産地の表示をしていくという基本的な方向が取りまとめられたところでございます。

ですから、そういう意味で今日議論しているような横断的な表示基準ではなかなかカバーし切れませんので、今後やっていきます個別の品目の表示基準の中で必要なものについては取り上げていくという形で対応していきたいと思っております。

○委員 ぜひその線で強くやってほしいと思います。

【遺伝子組換え食品】

○本間部会長 それでは、遺伝子組換えの表示に関する加工と生鮮食品の方に入らせていただいて、また戻りますので、御心配なく議論してください。

いかがでしょうか。

○委員 いっぱいあるので、皆さん黙っていらっしゃるので言いますけれども、もし御意見があるのであれば中断してください。私ばかりしゃべるとよくないと思いますので。まず第一に、この「遺伝子組換え不分別」、「遺伝子組換えのものを分別」という言葉ですが、この言葉について、前の検討委員会のときに、わかりづらいとか、もっと整理してくれとかというような御意見がなかったかどうかということが第1点です。

第2点は、パブリックコメントにもありましたように、4条を削除してほしいという御意見が随分たくさんあったようですが、そのことについて説明がさらりとされたのですが、もう少し詳しく、なぜまた生き残ったか説明をしていただきたいと思います。

第3点目は、これはいわゆる守るべき基準なのですよね、業者が。したがって、罰則とか、検査とかというのはないと思うのですが、「遺伝子組換え不分別」、「遺伝子組換えのものを分別」というような二つの書き方なのですが、実際に組換えの原料を使用していて不分別と、よくわからないというふうに表示したときには、具体的にどういうふうな罰則というか、メーカーに対する指導とか、そういうことが考えられているのか。それともわからないということと、遺伝子組換えのもの使っているよということがイコールなのかどうか。

もう一点は、1年ごとの見直しということを言われておりますし、今後、このことについては見直しをしていくというふうに書いてありますが、今まさしく日本国が議長になって安全性について議論しておられるところだと思うのですが、その結果によって変わっていくというふうな意味なのかどうか。

それから、御存じのように、米国でも日本でもベビーフードについては、GMOの原料は使わないということを宣言しているところが多いのですが、やはり安全性の要求が高いということにおいて、5%の許容量というあいまいもことした線はベビーフードについても致し方ないというふうに思っておられるかどうか。

一応これぐらいにいたします。

○吉村品質課長 それでは一つずつお答えさせていただきます。

「遺伝子組換え不分別」あるいは「遺伝子組換えのものを分別」という表現についてですが、確かに「遺伝子組換え不分別」という言葉がわかりにくいという御意見が懇談会においてもありましたが、ここにありますように、それは一つの表示の仕方の例でありまして、表示すべき内容というのは遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨なのです。そのこと自体はわかるということでありましたので、一番丁寧に書けば、今申し上げたように書いていただくのが一番よいのですが、表示の方法として長過ぎますので、そういうものを「遺伝子組換え不分別」と呼んでいるんだというふうになれていただくしかないと思います。

それから、4条の削除の問題ですが、これについては二つの立場から御意見がありまして、不要であるということについての立場、つまり不要であるということ余りはっきり言うのはいかなものかという立場の御意見と、もう一つは、むしろただし書きの方に重点があって、第4条の第1項、第2項のただし書きを設けるのは適当ではないという御意見と二つございます。そういうことで中間をとって両方残すということであるのですが、端的に申しますと、私どもの立場としては、現実の問題として、今回義務の対象になる品目以外につきましても、遺伝子組換えに関する表示が行える実態にあるでしょうし、また、今後も行われていくだろうと予測されますので、それについては義務表示の対象品目と同様に表示のモニタリングをしていきたい。それをやるためには基準が必要だということで、それは任意表示の基準ということになるわけです。任意表示をする場合には、こういう基準にのっとってやってくださいと、そういう基準がない場合には、私どもそれをモニタリングする権限がありませんので、自由にやってくださいというだけでは、不当表示なり何なりでない限り取り締まれないということになるわけでありまして。

したがって、ここで任意の表示ではあるけれども、こういう形で基準を設けて、そして、義務表示の場合と同じように、適正でない表示がある場合については一定の措置を講じていくということが適当であろうという判断でこの基準を残すことにしたわけでありまして。

それから、守るべき基準ということですが、これはあくまでJAS法第19条の8の第1項に基づく基準でありますので、JAS法第19条の8の第1項そのものを守るべき基準というふうに書いてあります。したがって、それに違反している場合には、まず、農林水産大臣から適正な表示の指示を出し、それに従わない場合には公表する。公表しても、なお適正な表示がなされていない場合には、命令を出して、命令に従わない場合には罰則という手続がとられます。

○委員 ほかにには全部JAS法第19条の8の2項と書いてあるのですが……。

○吉村品質課長 第2項ではなくて、これは第1項です。

○委員 遺伝子組換えの方には何も書いてないんですけれども。

○吉村品質課長 これは先ほど申しましたように、加工食品の品質表示基準の第7条に基づく基準という趣旨でありますので、本来であれば、加工食品の品質表示基準の中に書き込んでよいのです。ただ、遺伝子組換えという一つのくりのものでありますし、加工食品と生鮮食品と共通の定義を用いているということもありますので、こういう形で別の基準にしているというだけで、性格としてはあくまで第19条の8の第1項に基づく基準という性格です。

それから、1年ごとの見直しでありますけれども、それから、附則の第3項の見直しと両方御質問がありましたが、1年ごとの見直しはここにありますように、新たな遺伝子組換え農産物の商品化、流通市場の実態、DNA、たん白の除去、分解の実態、検出方法の進歩等の新たな知見、消費者の関心、こういったものを踏まえてリストの見直しをするということですので、これはかなり事実即ち見直しになると思います。

第3項の方はいろいろな要素が入ってまいりますが、一番大きな要素は、現在コーデックスの表示部会の方で、今回やっているのは安全性の審査ですが、表示部会で遺伝子組換えの表示についての議論、過去3年ぐらいなされておりました、この5月にも表示部会で大きな議題として取り上げられることになっております。

その帰趨はわかりませんが、コーデックスの表示部会で遺伝子組換えの表示に関する規格・基準が定めれば、やはりそれとの整合性というのはほかの基準と同じように、我々として受けとめて訴えをしていくということになりますので、それは非常に大きな要素になると思います。

それから、ベビーフードの件ですが、これはあくまで商品のコンセプト、あるいは原材料の使い方の問題でありますので、若干表示とは議論が離れると思いますので、どういう原材料を選んで用いるかということに関しては、この表示の議論とは別の議論だと思っております。

○委員 これは遺伝子組換えのものを使っていないというふうに書かせるということの許容量の中には……。

○吉村品質課長 仮にそういう表示をするとすれば、もちろんこの基準にのっとって、そういう表示は可能になるということですが、ベビーフードというのはいろいろな原材料が集まってできているわ

けでありまして、それは商品のつくり方の問題ですから、そのことについて表示のサイドから云々するということではないと思っております。

ただ、個々の原材料について、ここに挙げられております対象農産物について、遺伝子組換えでないという表示をすれば、この基準にのっとってやっていただくということです。

○委員 結論として5%まではいいですよということですね。

○吉村品質課長 5%ではなくて、分別生産流通管理をきちんとし、それを確認したものでなければならぬということです。

○委員 善良なる管理をした上でも、なおかつ、不可能なときは5%まではいいですよということですね。

○吉村品質課長 いいと言っているわけではなくて……。

○委員 しょうがないと。

○吉村品質課長 そうなると、最大限がその程度であるということです。

○委員 もう一点、遺伝子組換えのものを使っていますよというときの表示と、これはよくわからないというのは。

○吉村品質課長 そうですね、そこをちょっと漏らしました、すみません。現在の実態から申しますと、現在ある対象農産物と言われている大豆、とうもろこし、なたね、じゃがいも、こういったものについては、遺伝子組換えのもの、ピュアな遺伝子組換え大豆とか、遺伝子組換えとうもろこしというのは食品用の原材料としては存在していないわけです。ですから、遺伝子組換えであるという表示はピュアなものをいうわけでしょうから、現在のこういうものについてはちょっとあり得ないと思います。

これはあくまで表示でありますので、生産なり流通の実態を含めて、それを反映して、そのものをできるだけ正確に表現するという立場で要望なりを整理しているわけですが、大豆なりとうもろこしなりの生産ということになりますと、通常植えられている10品種ぐらいの品種の一つの品種としてGMOが植えられているわけです。そうすると、収穫時点、あるいは流通時点で、通常はそのことについて特別の配慮を払わずに収穫をし、流通させるということでもありますので、したがって、遺伝子組換えと非遺伝子組換えが分別されていないという商品であるわけです。したがって、その旨を表示していただく。消費者の方はそういうものとして理解をしていただくということで考えております。

そういう意味では、混ざっているか混ざっていないかということからいうと、混ざっているというのと不分別というのは限りなくイコールであろうということでございます。

○委員 限りなくイコールと消費者の方は思いなさいと、そういうふうに理解するわけですね。

○吉村品質課長 だと思っています。ただ、遺伝子組換えが混ざっているとも逆に言い切れない、そういうものなのです。

○委員 せっかく三通りの表示の仕方をおつくりになったのに、實際上、食品に表示して出るときには、遺伝子組換えのもの使っているにもかかわらず、それは不分別というふうにして出るのはないかと思ったので、今お聞きしたのです。出るということになれば、それで結構です。

○吉村品質課長 現在の表示の実態としては不分別ということでも出てくるということになります。ただ、将来的に、今あるものとは違ったような、例えばパパイヤとか、そういうものが実用化されつつありますけれども、そういうものというのは、もともと大豆とかとうもろこしの収穫とか流通とは大分違った流通形態で、ある意味で1個1個取引している、あるいは1箱1箱で取引しているものでありますから、ピュアな遺伝子組換えのパパイヤというのが流通してくる可能性はあると思います。そのときには一つ目の表示が実現のものになってくるということでございます。

○委員 遺伝子組換えの第3条について二つお伺いいたします。(3)と2ページ目の第2項の(3)、これは任意表示と理解してよろしいのでしょうか。義務表示なのでしょうか。

○吉村品質課長 体裁上は義務表示の形をとっておりますが、ただ、大豆なら大豆という、要するに括弧書きなしの表示というのがまず一番最初に入っているわけです。かつ、その大豆という表記を1種類の原材料であるがゆえに表記しない場合には、加工食品の表記ということでもありますので、現実には括弧書きの部分は任意表示というふうに受けとっていただいてよろしいかと思います。

○委員 今、〇〇委員がおっしゃったことと関係があるのですが、義務でない品目あるいは項目について、条文の中に、義務でないけれども、書いてもいいよと、書くんだったらこうしなさいということを入れることが、混乱という言葉はちょっと強過ぎるかもしれませんが、そういう目になる危険性もあるという気がするので、任意に限りなく近いような内容のものを条文の中に掲げるのはいかがなものかなという意味でお伺いしたわけです。

○委員 今回の任意表示については、ここにはオーケーと書いてありますよ。国際食品規格に書いていいですよと書いてあります。みんな横並びだから、日本はこれに横並びですから、任意表示はオーケーと書いてありますよ。

○委員 ですから、意見として申し上げました。わかりました。

それから、第3条の第3項ですが、これはやはり5%ということで考えておられるのでしょうか。

○吉村品質課長 ここは、まさにここにありますが、分別生産流通管理の確認を適切に行うということが基本であって、それをやった場合にはということが大前提ということです。

○委員 ですけども、使っていないと思っていたのが入ってしまったと、幾らをもって入ったということの質問です。

○吉村品質課長 色刷りの「流通マニュアル」にもありますが、3ページ目に「分別生産流通管理」というページがありまして、その中に「意図せざる混入」という項目がございます。その中でIPハンドリングを行った場合であっても、流通段階における意図せざる混入は避けられず、このIPハンドリングマニュアルを実施した場合には、バルク輸送される食品用大豆について、混入率5%以下を目安とした取引が可能ですということになっております。

ということは、逆に言いますと、5%を超えるような事態というのは、分別生産流通管理のどこかがきちんとなされていなかったというふうに想定されますので、5%を超えているという事実が判明すれば、それは製造業者から流過程をさかのぼって、どこかに問題があった点をきちんと把握して、その結果に応じて適切な措置を講ずるという考え方でございます。

○委員 わかりました。

○委員 このパンフレットについて御質問ですが、一番最後に証明書の発行・保管というのがあります。輸入業者が発行する証明書の事例というのがあるが、一番最後の注意事項のところに、これは100%遺伝子組換えのものではありませんよということがありますが、次にそれが行くときにはネグられてしまうわけです。それがまた次に行くときにもネグられてしまうわけですが、なぜ消えるのかということと、それから、最低2年はこれらの記録・書類は保存しなさいと書いてあるにもかかわらず、「但し、これらの記録・書類等は膨大な量となるため、確認主体が前段階までのすべての記録・書類等を保管したり、添付する必要はありません」とネガティブになっているのですが、これはどういう意味にとればいいのか。

○吉村品質課長 まず第1点ですが、輸入業者が発行する証明書は食品製造業者までまいます。④のコピーというところで、④というのは輸入業者が発行する証明書ですので、したがって、輸入業者の出したものを、グリッツ・スターチメーカーなり国内卸売業者は扱っておりますので、それはコピーが行くということです。

保存の方は、本人が、要するに確認した主体が、確認した証明書を持っていたというものが基本でありまして、次の段階の方は、自分の出す証明書を出す際には、それらの確認書類を確認して出す。ただ、それを全部おまえが持っているというのは膨大な資料になりますから、確認をして出すけれども、確認した書類は、もとの確認した人が持っていてくださいねというのがここで言っている趣旨です。

○委員 それは最低2年でいいわけですか。

○吉村品質課長 2年以上です。

○委員 2年間は残しなさいというふうに読むわけですね。

○吉村品質課長 そうです。

○委員 わかりました。

○本間部会長 さて、前の生鮮食品、加工食品で言い残したことがございますればお願いいたします。

○委員 先ほど出ていなかったのですが、報道等を見ると厚生省においても食品衛生法に基づく表示の中で、遺伝子組換えの食品についての表示を行うという方向だというふうに報じられております。今年じゅうぐらいには決めて、来年から施行という話が言われているのですが、厚生省の表示の方法が決められた場合に、この表示基準との調整というのはどういうふうに行われる予定なのか。果たして、その調整の結果、この施行は来年4月からですが、それを待たずして改正があり得るのか、その辺を御説明いただきたいと思います。

○吉村品質課長 厚生省の方で食品衛生法に基づく表示特別部会というものを持っておりまして、そこで遺伝子組換え食品の表示もかねてから議論されてきたわけです。最近、表示をするという方向で検討を進めるという方向づけがなされたところであります。ただ、現時点では、関係者からのヒアリング等を行って、表示の具体的な内容を検討しているという状況でありますので、調整が必要な内容になるのかどうか、現時点では何とも言えないというのが実態であります。

これまでも、御案内のとおり、食品衛生法とJAS法の表示というのは重なり合う部分もあったわけですが、それは基本的に公衆衛生の観点と、消費者の商品選択という観点、あるいは品質表示という観点と、視点としては分けて、ただ、結果としてされる表示は同じような表示もあったわけです。現実問題として、例えば期限表示の際には、同時並行的に対応してきたということもございます。したがって、これはあくまで公衆衛生の観点からなされる表示が具体的にどのような内容になるのかということに一つにかかる問題なので、それを見た上で判断していきたいと思っております。

○本間部会長 それでは、これで一通り御意見が出たように思いますけれども、大分長くなりましたので、とりあえずここで一休みさせていただくということでいかがでしょうか。10分間休憩ということで、その後は次の項目に入って、最後にもう一度何かあればということにさせていただきます。

(4) 玄米及び精米品質表示基準の制定について(案)

○本間部会長 それでは再開ということにさせていただきます。

次はお米とお魚ということでありますが、とりあえず別々にということで米の方からお願いいたします。

○事務局(井坂) それでは、資料6の玄米及び精米品質表示基準の制定について(案)につきまして御説明させていただきます。

制定の趣旨といたしましては、「近年の食品の消費形態の多様化、食品に対する関心の高まり、国際化等の進展に対応して、消費者の視点を重視し、消費者が自己の判断で適切に商品を選択することが可能となるよう、食品の表示内容の充実を図ることが求められている」としております。

そこで、一般消費者の選択に資するため、JAS法第19条の8第2項の規定に基づき、一般消費者向けの玄米及び精米の品質に関する表示について、その販売者が守るべき基準を定める」ということが趣旨でございます。

制定の内容としては、名称、原料玄米、精米年月日等について表示すべき基準を定めるとしております。

次の基準の方を見ていただきたいと思います。

第1条として、「この基準は、生鮮食品品質表示基準の別表に掲げる農産物のうち、玄米及び精米に適用する」としております。括弧書きですが、「容器に入れ、又は包装されたものに限る」ということで、いわゆるばらのものは対象としないということでございます。

この基準につきましては、先ほどの基準と同様でありまして、アンダーラインの引いてあるところですが、これもパブリックコメントで、どういうものが対象か明確にしてほしいという御意見がありますので、そういうものについて線を引いております。

8-4を見ていただきたいのですが、この基準についての意見・情報の概要です。この基準につきましては39件のコメントが寄せられております。企業及び業界団体の方で約3分の2の意見が寄せられております。

全体的な意見といたしましては、食糧法に基づく表示制度でいいんだという御意見と、JAS法と食糧法との整合化を図ってほしいという御意見が多うございました。また、2の定義の二つ上ですが、表示と内容を検証する制度を設けるべきという意見もございました。

2ページですが、原料玄米につきましては、産地名の表示について「東北産」とか、そういう表示もできるようにという御意見もございました。その三つ下ですが、複数原料米にそれぞれの産地等表示をすべきという御意見も寄せられております。精米年月日ですが、輸入米にあっても調整年月日とか精米年月日を表示すべきという御意見が多く寄せられております。

4ページですが、適用時期ですが、これにつきましては1年間程度を設けてほしいという御意見が多く寄せられております。

本文の方ですが、第2条、定義として、玄米につきましては「もみからもみ殻を取り除いて調整したものをいう」としております。精米につきましては「玄米のぬか層の全部又は一部を取り除いて精白したものをいう」としております。もち精米につきましては「精米のうち、でん粉にアミロース成分を含まない精米をいう」としております。次の胚芽精米につきましては、第4条の第1号のただし書きにアンダーラインが引いてありまして、そちらの方に移しております関係上、定義の欄からは削除しております。うるち精米につきましては「もち精米以外の精米をいう」としております。原料玄米につきましては新たに追加したのですが、「製品の原料として使用される玄米をいう」ということで、より明確にしております。

第3条、表示事項ですが、「玄米及び精米の品質に関し、販売業者が表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準第3条の基準にかかわらず、次のとおりとする」ということで、精米につきましては第1号から第5号について表示するというところでございます。(1)名称、(2)原料玄米、(3)内容

量、(4)精米年月日、(4)販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号、こういうものを表示していただくというのでございます。

第2項といたしまして、玄米の場合は、「販売業者が表示すべき事項は、精米年月日に代えて調整年月日とする」というのでございます。

第3項は輸入品の場合でありまして、輸入品であって、精米年月日又は調整年月日が明らかでないものにあつては、第1項第4号ですが、「精米年月日に代えて輸入年月日とする」というのでございます。

次が第4条、表示の方法です。「前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規定するところによらなければならない」としております。

第1号として名称です。「玄米にあつては「玄米」と、もち精米にあつては「もち精米」と、うるち精米にあつては「うるち精米」又は「精米」と記載すること」としております。ただし書きといたしまして、「うるち精米のうち胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が80%以上のものにあつては「胚芽精米」と記載すること」、こういう整理をしております。

第2号として原料玄米です。「原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること」としております。

アとして、「産地、品種、産年が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明を受けた原料玄米にあつては、産地、品種、産年及び使用割合を表示することとし、この場合における産地及び使用割合は次の各号に規定するところにより記載すること」としております。

まず、産地の記載方法といたしましては、「国産品にあつては、都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名、輸入品にあつては、原産国名又は原産国名及び一般に知られている地名を記載すること」としております。

(イ)使用割合ですが、これは単一ですので、「100%と記載すること」としております。

次にイですが、「アに規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けてない旨を記載し、その産地及び使用割合を併記すること」としております。この場合の書き方につきましては、「国産品にあつては、「国内産△△%」、輸入品にあつては原産国ごとに「〇〇産△△%」と、国産品及び原産国ごとの使用の割合の多い順に書くというのでございます。

次がウです。イの場合において、原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたものが含まれる場合です。当該の証明米について、イの規定によりますところの「国内産△△%」、または国名が入った、「アメリカ産△△%」という表示の次に括弧を付して、産地、品種、産年の三つの表示項目の全部か、または一部をそれぞれに対応する使用割合とあわせて記載することができるとしております。なお、この場合においての産地は、アの (ア)に規定するところにより書くというのでございます。

次の各号に定める場合にあつては、それぞれの定めるところにより記載することとして、(ア)として、「複数の原料米について表示をする場合にあつては、当該証明米の使用割合の多い順に記載すること」としております。

(イ)として、「複数の証明米を混合して用いた場合にあつては、当該複数の証明米のうち、一部の証明米のみについて表示することができる」ということで、一部省略規定があります。

(ウ)ですが、「一部の証明米について産地、品種、産年の三つの表示項目の一部を表示する場合にあつては、表示するすべての証明米について表示項目をそろえて記載すること」としております。

エですが、「イの場合において、原料玄米に産地、品種、産年のすべてについて証明を受けていない原料玄米が含まれる場合には、当該未検査米についてイの規定による「国内産△△%」又は「〇〇産△△%」の表示の次に括弧を付して「未検査米△△%」と記載することができる」としております。

ここにアンダーラインが続いてありますが、これにつきましてはパブリックコメントをした時点での案では「記載すること」となっておりましたものを、「記載することができる」ということに改めております。

次が第3号の内容量です。「内容重量をグラム、キログラムの単位で単位を明記して記載すること」としております。ただし書きでは、精麦又は雑穀を混合した場合の表示の方法です。精麦又は雑穀を合計した内容重量を書きいただきまして、その次に括弧を付して「精麦又は雑穀の最も

一般的な名称にその重量及び単位を明記して記載すること」ということでございます。

次が精米年月日です。

アとして、「調整年月日、精米年月日又は輸入年月日を次の例のいずれかにより記載すること」としてあります。ただし書きとして、(イ)、(ウ)、(エ)の場合には、先ほどの加工食品の場合と同様に6桁表示の例です。例示としても、先ほどの加工食品と同様の例示を四つ挙げてあります。

イとして、「調整年月日、精米年月日若しくは輸入年月日の異なるものを混合した場合にあっては、最も古い調整年月日、精米年月日又は輸入年月日を記載すること」としてあります。

次に、第2項です。「前項に規定する事項の表示は、別記様式により容器又は包装の見やすい箇所一括して表示しなければならない」としてあります。別記様式は第5条の下に「別記様式第4条関係」ということで、名称、原料玄米、内容量、精米年月日、販売者、こういうふうな様式で表示していただくということでございます。

第5条が表示禁止事項です。「生鮮食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない」としてあります。

第1号として、前条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語。

第2号として、原料玄米が国産品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について都道府県名、市町村名、その他一般に知られている地名を表わす用語、原料玄米が輸入品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について一般に知られている地名を表わす用語。

第3号として、未検査米の原料玄米にあっては、品種又は産年を表わす用語。

第2号、第3号につきましてはいずれもアンダーラインを引いてございます。このアンダーラインを引いてありますのは、先ほど御説明しましたように、未検査米の表示がパブリックコメントのときに強制でしたところを、任意に記載することができるというふうに改めております関係上、その未検査米についての、それぞれの品種、産年とか産地については表示を禁止するというでござい

ます。

第4号として新米の用語、これにつきましては表示禁止ということでございます。ただし、原料玄米が生産された当該年の12月31日までに容器に入れられ、もしくは包装された玄米、または原料玄米が生産された当該年の12月31日までに精米され容器に入れられ、もしくは包装された精米を除くとしております。

次に、備考ですが、これにつきましては先ほどの加工食品の備考とほぼ同様の内容となっております。

1は、表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。

2、表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305に規定する12ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字としなければならないとしております。

3、この様式中「名称」とあるのは、これにかえて「品名」と記載することができるとしております。

4、第4条第1項の(2)ウの(ウ)に掲げる産地、品種、産年を表示しないものにあっては、この様式中その項目を省略することができるとしております。

5、産年及び精米年月日をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の産年及び精米年月日の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができるとしております。

6、玄米にあっては、この様式中「精米年月日」を「調整年月日」とすることとしております。

7、輸入品であって、調整年月日または精米年月日が明らかなでない場合にあっては、この様式中「調整年月日」または「精米年月日」を「輸入年月日」とすることとしております。

8、「表示を行う者が精米工場である場合にあっては、この様式中「販売者」を「精米工場」とすること。

9、この様式は、縦書とすることができる。

10、この様式の枠を記載することが困難な場合には、枠を省略することができるとしております。

附則として、この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行し、平成13年4月1日以後に販売される玄米及び精米に適用するとしております。

以上でございます。

○本間部会長 ありがとうございます。

本件につきましては、専門委員会が開かれております。その討議の内容につきまして、座長を務められた永江委員でございますが、本日は残念ながら欠席でありますので、事務局から、かわりに委員会の内容を御報告いただきます。

○事務局(井坂) それでは、玄米及び精米品質表示基準の専門委員会につきまして御報告いた

します。

平成11年10月26日、調査会委員1名、専門委員10名により専門委員会が開催され、原案どおり了承されましたことを報告いたします。

○本間部会長 同じく消費者専門委員会が開かれておりますが、この内容につきまして事務局から御報告願います。

○事務局(井坂) それでは、消費者専門委員会につきまして御報告いたします。

平成11年10月28日、調査会委員2名、専門委員7名により消費者専門委員会が開催されまして、原案どおり了承されましたことを報告いたします。

○本間部会長 ありがとうございます。

審 議

○本間部会長 それでは、お米に関しましての表示基準につきまして質疑を始めたいと思います。

○委員 まず、2ページですが、使用割合「100%」と記載することとありますが、コーデックスの原材料表示の中で、「その割合が100%である場合にあっては、割合の表示を省略することができる」となっておりますが、これとどういう整合性があるのかということが第1点です。

第2番目に、「未検査米」、「証明米」という言葉が出てくるのですが、これはどういうふうに違うのか。何を検討されているということなのか。それから、証明米ということであれば、どこでその証明を出しておられるのか。今、調べたところでは、穀検とか精米自主検査とか、各自治体の小売組合マークというのがついているものが出ておりますが、昔と違ってかなりいろいろなマークが、自主マークというんですが、表示確認組合マークとか、そういうのがあるのですが、それは一体どうなるのか。

それから、2ページ目のウの(イ)ですが、「複数の証明米を混合して用いた場合にあっては、当該複数の証明米のうち一部の証明米のみについて表示することができる」となっておりまして、次の(ウ)のところでは、「一部の証明米について産地、品種、産年の表示項目を一部表示する場合にあっては、表示するすべての証明米について表示項目をそろえて記載すること」と、これは矛盾しているのではないかと思いますので、この御説明をしていただきたいと思います。

それから、複数証明米を使ったとき、一部の証明米に表示することができるというのは、国際規格の中で「25%未満のときに」というただし書きがついていると思うのです。私、国際規格がいいとは思っていませんが、そこら辺御説明いただきたいと思います。

それから、未検査米については、品種、産年を示す用語は表示禁止事項になっておりますけれども、これはどういうことなのかということと、現在、玄米の販売については袋詰めにして売っておりまして、その店で精製するのであればただなのです。これは私の近所のピーコックでもやっておりますが、そのときの表示は「袋詰め年月日」というふうに書いてありまして、その場で精製してくれます。そうすると、なぜ「調整年月日」という言葉なのか、そこら辺についてお聞かせください。

○事務局(井坂) 最初の使用割合「100%」の件ですが、コーデックスの方では、確かに御指摘のように省略できるということでございますが、従来からそういう表示になれ親しんできたということから、別に省略しなくて「100%」と書くということとあります。

○委員 省略して売っているんです。

○事務局(井坂) ですから、それは省略しないと。

○委員 それは違反ですね。

○事務局(井坂) 今はいいんですが、この品質表示基準が適用されれば「100%」と書いていただくということでございます。

○計画課長(食糧庁) 今もだめでしょう。

○委員 今もだめですよ。農水省のガイドブックを持っていますが、食糧庁精米表示基準に基づく表示では使用割合はきちんと書かなければならないということになっております。

○事務局(井坂) あと、原材料の25%ということですが、コーデックスの25%が5%に変更になりますので、先ほど御説明しましたように、……。

○委員 5%というのは重量ではないですか。

○事務局(井坂) 質量だと思います。25%が5%に改正されまして、加工食品の方の基準についてもそれぞれ5%ルールを入れております。お尋ねのところは、玄米及び精米は生鮮食品ですので、5%ルールというのは原材料表示の世界の話でありまして、生鮮食品はコーデックスも適用されないということとございます。

○委員 それと、次の号は矛盾するように思うのですが、どうなのですか。

○計画課長(食糧庁) 食糧庁の計画課長ですが、私の方から御説明させていただきます。 第1

点目の証明米ですが、1ページの一番下、(2)原料玄米のアの2行目に、「証明」のあとに括弧して、「(国産品にあっては農産物検査法)による証明をいい」ということで、国産の米については農産物検査法に基づいて検査を受けていただく。それによって、例えば何年産であるとか、銘柄であるとか、そういうことを検査して確定しておりまして、その検査した検査証といいますか、それが米の30キロぐらいの袋と予想しておりますが、それに表示されておる。それがまさに証明ということでございます。

それから、輸入品については、輸出国の公的機関等による証明ということで、これは輸出される証明書についておるもの、それによってどこ産であるとか、銘柄を含めて確認できるかどうかということでございます。

2点目の認証とか確認ということですが、今の食糧法に基づく表示につきましては、登録を受けた販売業者さんの義務として実施しておりまして、登録を受けた販売業者さんというのは、計画流通米を売る場合には登録を受けなければいけないということになっております。したがって、昔の食糧法と違ひまして、いわゆる計画外の、昔「やみ」と言われた米を扱うのも自由でありますし、それを販売するのも自由なのですが、その方々には基本的には規制がかからない仕組みになっております。したがって、登録を受けた方が販売する場合には食糧庁が決めた品質表示を守っていただく。無登録の方が販売される場合には、食糧法上認めたルートではありませんけれども、表示規制はかからないというのが現状でございます。したがって、登録を受けた米の業者さんが販売される袋については、我々の表示基準に従っていただくということになっております。現実に、法律をつくったときにそのようになっておるということでございます。

話が前後いたしました。そういう業者の方々が、例えば産地、品種、産年を表示する場合には、内容と表示の一致を第三者機関に証明してもらってくださいというように今は義務をかけておりまして、それを穀物検定協会なり、米屋さんの集まりであります確認組合というところが内容と表示の一致を確認するというのを我々義務づけているわけでありまして。例えばスーパーの店頭で米をひっくり返していただくと、認証というマークがついておりますが、これは穀物検定協会が、例えば新潟のコシヒカリを何%使っているということを確認してつけている認証マークでございます。それがおっしゃる認証なり確認というものでございます。

この取扱いにつきましては、私どもは、JAS法が米に適用になる時点で義務化を廃止したいと思っております。と申しますのは、他の産品についても内容と表示の一致を第三者機関に確認を求めるような仕組みにはなっておりませんで、ここは自己責任で表示をしていただいて、行政が摘発なり取締りをする、あるいは消費者の方々の申し出に従って我々が担保することによって内容と表示の一致を確認するというのがJAS法の基本でありますから、第三者機関に内容を確認させるというような事柄については、我々としては基本的に廃止したいと思っております。

ただ、その点については、我々も取締り何なりをしまして、穀物検定協会なり確認組合の大宗も来年4月以降、任意で認証なり確認するという制度を続けていくという考えでございますので、基本的にそのような第三者機関で内容を確認したものについては、我々検査なり取締りに当たって一定の評価をしていこうと考えております。

もちろん、例えばある卸売会社なり精米工場において、その会社の中のファイヤーフォールといいますが、特定された部局で表示に関してチェックするような独立部局をつくって社内でやられるというの、我々一定の評価をするということになろうかと思いますが、任意の確認なり認証に移行するという予定にいたしております。

もう一つ御指摘の2ページの(イ)と(ウ)ですが、ブレンド米について我々の考え方と申しますか、米の業界の考え方を申し上げますれば、ブレンド米というのは、例えば50%まで新潟のコシヒカリを使います、残りはその時々の手に入るお米であるとか、そういうようなものでお米屋さんがいしくいただけるものをまぜていくという形でありまして、ブレンド米について常に同じ産年なり同じ品種のものが構成割合として入っているとは限らない。実態としては、大部分の米屋さんがやっておられるのは、コシヒカリブレンドなりと欄外に表示してあるものについていえば、半分ぐらいは新潟のコシヒカリを使って、残りは、例えば先ほど御指摘のあったような未検査米であるとか、あるいはその時々に入りの証明米を、米屋さんの長年の経験なり、消費者の方の反応なりを見ながらブレンドして販売するという形態がありまして、そのための袋も、ほぼ1年ぐらい通じて印刷して確保しているわけです。

したがって、(イ)につきましては、ブレンド米を材料として、例えば新潟コシヒカリ11年産を50%使って、残り50%は米屋さんが手に入る材料をまぜていくというコンセプトでできたブレンド米ということで、その50%以外の、例えば証明米がその時々で20%、あるいは10%入ったからといって、それをすべて表示しなければいけないということにはしないでこうという考え方でござい

す。

したがって、(イ)についていえば、ブレンド米の中で、新潟のコシヒカリ11年産を50%使いました、それに加えて、あるときはあきたこまちを20%使いました、それからひとめぼれを10%使いましたと、ただ、それは翌月になればまた50%以外の構成割合が変わるわけです。そういうコンセプトでできたブレンド米については、新潟のコシヒカリ50%以外の部分を表示する必要はないということを書いているのが、一部の証明米のみについて表示することができるというのはそういうことです。

(ウ)の表示するすべての証明米について表示項目をそろえてくださいというのは、こちらはまた違うブレンドのコンセプトによるブレンド米を想定いたしております。例えば新潟のコシヒカリを8割含むブレンド米であるということを表示する。ただ、新潟のこしひかりについて、年産は11年産、10年産、9年産と、それをブレンドして、新潟のこしひかりを主体にしたブレンドの米であるといったような表示の販売形態もとられているわけでありまして。そういう場合には、例えば新潟のコシヒカリということになりますと、産地とコシヒカリという品種は必ず統一してくださいと。例えばあるものについては産地が表示されて、あるものについては産年が表示されているといったように、表示項目がばらばらになるようなことはしないでほしいというのが(ウ)の趣旨でございます。(イ)と(ウ)は例外を認める、その例外の記載ぶりが異なっているということでございます。

それから、未検査米について禁止をするということですが、未検査の米というのは、農産物検査法において、産地の現場段階で、産年であるとか、そういうものが証明をされていない米でありますから、そういうものについては、実際に表示をされている項目が本当にあっているのかどうかということを確認のしようもないわけでありまして。そういうものについては表示を御遠慮願いたいというのが第5条の「未検査米の原料玄米にあっては、品種なり産年をあらわす用語は表示してはいけない」と。これはわからないものについて記載してはいけないということでございます。

それから、原料玄米のお話でございますが、ピーコックはばら売りをされておるのでしょうか。袋に入って。

○委員 ええ。

○計画課長(食糧庁) 袋に入れているのであれば、ここにあるような表示をお願いしたいということでございます。

○委員 持ってこようと思ったのですが、雨が降っていましたので……。1種類ではないんです。5種類ぐらい、有機米からずっとそろえて売っています。

○計画課長(食糧庁) 袋詰めで販売される場合には、基本的にこの条文のとおりでございます。

○委員 私もおかしいと思ったのですが。

○計画課長(食糧庁) ただ、大会社がそういうことをされているとは思えないので、恐らく何か理由があるのだらうと思います。量販店さんが食糧庁の表示に逆らうようなことはなさらないのではないかと考えておりますけれども、その辺は実態を調べてみたいと思います。

○委員 つけ加えてお聞きしたいのですが、「複数の証明米を混合して用いた場合にあっては」というのは、こういう書き方ではなくて、「ブレンド米」というふうに表示しなさいとか、「ブレンド米」という表示は既にあるわけです。米屋さんが自分独特の、例えば山種なら山種がつくって売っているわけです。ですから、そういう意味にお書きになれば、イとウと間違えて理解することはないと思うし、前にコシヒカリ60%以上入って「コシヒカリ」と言っているよというようなむちゃくちゃなことがありますよね、何年か前に、食糧庁の表示の指導のときに。私もそのときに反対したのですが、何かそういうのをいまだに引きずっているのかなという気がしたので、あえて質問しました。

○計画課長(食糧庁) ウのところは、「イの場合において」と書いてありまして、イ、ウ、エはブレンド米のことを書いておるところです。イにおいて「複数原料米」とか、これはブレンド米と書かなければいけないというのはイなのです。アが単一の、100%のもので、イ以下がブレンド米のことでありまして、ウのところをごらんいただくと、「イの場合において」と書いてありまして、これは要するに、ブレンド米のときに複数の証明米を使う場合には、例えば5割のコシヒカリについては表示ができるけれども、それ以外のものは証明米を使っても表示を省略して構いませんと、それはまさにブレンド米のコンセプトからいって、そういうような流通実態がありますので、そのようにして構わないということを書いたにすぎないわけでございます。

○委員 それは誤認しませんか。

○計画課長(食糧庁) ブレンド米で新潟のコシヒカリ11年産が5割入ったものである、その他の原料はわからないという形ですから、そういうものだとは認識して買っただけのものではないかと思えます。

○委員 それから、証明と未検査の言葉の違いを教えてください。二、三日前に言われたカドミの

ことが頭から離れないのですが、カドミの検査みたいなものが、検査米、未検査米と言うんじゃないかなと素人は思うのですが、いかがですか。

○吉村品質課長 それはここにありますような定義でありまして、証明の定義は先ほど計画課長の方からありました。エのところにありますように、産地、品種、産年のすべてについて証明を受けていない原料玄米、これを未検査米というということでありまして、未検査米の表現自体は、これまでの食糧法に基づく精米表示基準の中でも含まれていた表現ですから、それが一応定着しているということで、引き続きそういう表現を使っているということでございます。

○委員 どうして「未証明米」じゃないんですか。

○吉村品質課長 今までそういうことで定着していたので……。

○委員 私ども前から「検査」という言葉にはひっかかっていたわけですが、何年も前から。検査って一体をやるんだと、言わないでもわかっているのですが、検査の項目ではないんです。ですから、この際、JASが新しくなるのでしたら「未証明米」にしたらどうでしょうか、計画外流通米のことを意見です。

○委員 これは確認ですが、チェーンストア協会で悩んだ製造年月日か期限表示かというので、牛乳が主体だったわけですが、製造年月日だと古い商品が残ってしまう、みんな新しい商品を買うということで、それで困って、出発ではなくて終わりの方に近い消費期限とか、牛乳の場合には賞味期限ですが、そういうふうにすることに食品衛生法もJAS法もなって、そのときに、これもまた大変な問題があったのですが、単記で書くか、併記で書くかという問題があったわけですが。結論的には期限表示になりまして、単記、併記の問題も、経験の中で、期限で書いてあれば大体いいということになったわけです。

そういう中で、お米の場合、これも歴史があって、そういうふうになじんでいると思うのですが、こちらの方は、精米年月日ということで、製造年月日に近いようなものですが、やはりお米の場合は特殊なもので、精米とか調整とか、そういうような始まりの方をとるのが望ましいというふうにしたのか、その辺の、年月日の選択に対する考え方をお聞かせ願えたらと思います。

○吉村品質課長 今まさに〇〇委員おっしゃられたように、米の場合には、まず、精米時点というのが消費者の選択上非常に大きな要素であるということと、それから、消費形態としても、買って帰った、袋に入ったお米を長くとっておくということではなくて、必ず封をあけてどこかに入れてしまう。そうすると、先ほどの議論にありましたように、賞味期限というのは、保存形態が変わってしまいますので、意味をなさなくなるということがありますので、判断の要素という点と、実際の保存というか、買ってからの使われ方の両方から精米年月日ということでこれまでも来ておりますし、今後もやはりその考え方でいくのが適当ではないかということでございます。

○委員 今のことに關してですが、お米を買ってどのように保存するかということで、買うところで一応今までの表示の方法で説明をしているのですが、お米自体が皮をむかれた瞬間から品質が悪くなっていく一方なわけです。決してそこからよくならないし、1粒1粒が包装されているわけではないから、現状を維持するということができない。そうすると、毎日毎日、1時間ごとにもどんどん悪くなっていくわけですから、学生には、夏場は3カ月以内に食べなさい、冬場はどれぐらいで食べなさいと指導しているわけです。それが、逆に終点を言われてしまうと、消費者としては生鮮食品を買う感覚でずっと買っていきたいので、それはちょっと困ることで。

○本間部会長 スタートを示す方が、それぞれの対応が人によってかなり違いますから、その方が自由であるということですね。

○委員 はい。

○本間部会長 どうぞ。

○委員 お米のことですが、非常に苦労してつくったと思うのです。今お話が出たように、米は生鮮食品なのです、加工食品ではないのです。ところが、加工食品的にとえていると非常に硬直的だということもおかしいけれども、構成比などを決めたがるのですが、米というのは生きていて、その時々で出回るものが品質も変わるわけです。ですから、出来た秋に食べておいしいものと、少し古くなってから食べておいしいものとあったり、産地の供給の能力もあったりしてしょっちゅう変わりますので、余り内容を固定的にとらえるというのはどうかなと思うので、そういう意味では、先ほどのように、主力は新潟のコシヒカリ50%ということで、あとはそのときによっていろいろな組み合わせがありますという方がむしろ自然な形だと思うわけです。米についての理解をもう少ししてもらわなければいけないところがあるのではないかと思います。

○本間部会長 いかがでしょうか。よろしいですか。

(5)水産食品品質表示基準の制定について(案)

○本間部会長 それでは、とりあえず先に進ませさせていただきます。

次は、最後の点であります、魚の方についてお願いいたします。

○事務局(井坂) それでは、資料7の水産食品品質表示基準の制定について(案)について御説明いたします。

制定の趣旨といたしましては、「近年の食品の消費形態の多様化、食品に対する関心の高まり、国際化等の進展に対応して、消費者の視点を重視し、消費者が自己の判断で適切に商品を選択することが可能となるよう、食品の表示内容の充実を図ることが求められている。

そこで、一般消費者の選択に資するため、JAS法第19条の8第2項の規定に基づき、一般消費者向けの水産食品の品質に関する表示について、その販売者が守るべき基準を定める」ということが趣旨でございます。

2といたしまして制定の内容でございます。「解凍、養殖について品質表示基準を定める」ということでございます。

基準の方ですが、第1条として適用の範囲です。「生鮮食品品質表示基準の別表に掲げる水産物に適用する」ということでございます。

第2条の定義ですが、「「養殖」とは、養魚等を重量の増加又は品質の向上を図ることを目的として、出荷するまでの間、給餌することにより育成することをいう」ということで、給餌することを条件としております。

第3条、表示事項ですが、「水産食品の品質に関し、販売業者が表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする」としてありまして、第1号として「冷凍したものを解凍したものである場合にはその旨」、第2号として「養殖されたものである場合にはその旨」ということでございます。

第4条は表示の方法です。「前条第1号及び第2号に掲げる事項の表示に際して、販売業者は、生鮮食品品質表示基準第4条に規定するもののほか、次の各号に規定するところによらなければならない」としてあります。

(1)解凍については、「解凍」と記載すること。

(2)養殖については、「養殖」と記載すること。

表示禁止事項ですが、第5条、「生鮮食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語は表示してはならない」としてあります。

附則ですが、「この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行し、平成12年7月1日以後に販売される水産食品に適用する」としてありまして、生鮮食品の品質表示基準と同時期に適用するということでございます。

この水産食品の品質表示基準につきましては、資料8-5ですが、これも意見・情報を求めています、7件の意見が寄せられております。その意見につきましては、1番から5番に書いてあるような意見が寄せられております。

以上でございます。

○本間部会長 ありがとうございます。

それでは、この件につきましては、やはり専門委員会が開かれてありまして、座長を務められました沖谷委員から御報告を願います。

○沖谷委員 平成11年10月27日、調査会委員2名、専門委員23名出席しまして、専門委員会が開催されました。今説明があった原案どおり了承されましたことを御報告いたします。

○本間部会長 同じく消費者専門委員会が開かれておりますが、討議の内容につきまして事務局から御報告願います。

○事務局(井坂) 平成11年10月28日、調査会委員2名、専門委員7名によりまして、消費者専門委員会が開催されまして、原案どおり了承されましたことを御報告いたします。

○本間部会長 ありがとうございました。

審 議

○本間部会長 それでは、ただいまの水産食品の表示基準につきまして、御意見がございましたら、ひとつおっしゃっていただきたいと思います。

ちょっとお尋ねしますが、7件のパブリックコメントがあったということですが、これは何日間ぐらいの間でしょうか。

○事務局(井坂) パブリックコメントの求める期間は30日間でございます。

○委員 これは大変よくわかるのですが、情報の募集の概要の2で蓄養の定義を設けることというのが4件来ています。この辺の流れで、確かに養殖の場合は餌を与えて育てるけれども、なぜ蓄養の定義を設けた方がいいという意見が出たのか、その辺お聞きしたいと思います。

○事務局(井坂) 蓄養の場合の後ろの「4」は、4件ではありませんで、後ろに寄せられた7件の

意見がついておりまして、その4番目の意見、4番目の方は蓄養の定義を設けるということを要求しているという意味でございます。

○委員 いわゆるこの定義についてどういうコメントが出ているのかお聞きしたいのです。

○事務局(井坂) 4番目のものは地方自治体から出されておりまして、その意見は「貝類や海藻類等の積極的に給餌をしない養殖方法では、パブリックコメントの案で定義された養殖の範囲に含まれず、これらを踏まえての養殖の定義について検討する必要があるものと思われる。さらに、案には蓄養に関する規定がない。蓄養と養殖の区別を明確にすることにより、原産地として表示する水域も決定されるので、蓄養に関する用語の定義を検討する必要があるものと思われる」という御意見でございます。

○委員 そうすると、これはコンブとかワカメとか、いわゆる「岩手の養殖」とか、そういう言葉を使っておりますけれども、そういうことをある程度仕分けせいということだと思っていいますか。

○事務局(井坂) コメントを寄せられた方は多分そういう趣旨で書かれているのだらうと思えます。ただ、この基準におきましては、義務の表示をかけるものの範囲といたしまして、おっしゃられましたように、給餌をしない養殖というものと、給餌をする養殖という世界がありまして、この場合には、給餌をする養殖について義務表示をかけるということでございます。さらに、給餌をしない養殖につきましては、ワカメとかコンブとかカキとか、そういうものがありますが、それらにつきましては、御存じのとおり、ほとんどのものが養殖ということで市場に出ておる関係上、給餌するものみたいに、養殖という用語を表示させて、いわゆる養殖でないものと区別して、選択するという道があるわけですが、無給餌の場合は、養殖しかほぼ選択できませんので、表示する意味がないということで、この第2条におきましては給餌するものというふうに限定しております。

○委員 ただ、私の業界で、いわゆる小さいうちにとりまして、ヨーカ堂さんのように外洋でマグロの蓄養をしたとか、その場合は餌を与えていないんですね。外洋で小さい魚をとって、成魚になるまで、そこで蓄養しているというイメージがあるのです。そうすると、そういうものが移入とか搬入された場合に、これは養殖、蓄養、その点も今後問題になるのではないかと考えております。自然界で海に網を張って、その中で魚を蓄養するわけです。そういう魚は蓄養ということでとらえているのです。そういう意味も含めているのかなと思っているのですが。

○水産流通課長 水産庁の水産流通課長でございます。

水産庁においてこの部分を検討いたしましたときも、いろいろな関係者の方々の御意見も伺って検討したわけですが、もともとこの制度自体、消費者にいろいろな情報を提供することによって、消費者がいざ小売の場でどれを買うかということを選択する場合の便宜になるようにということが基本的にあるかと思えます。

今、〇〇委員のおっしゃられました、マグロが代表的な例だと思うのですが、マグロに限らず、何が欲しいかという、養殖なのか天然ものなのかということが一つの大きな選択肢だろうと思えます。一方、小売店では「蓄養マグロ」と称して売られているものが相当ございます。さて、あれは天然なのか養殖なのかということが議論になったわけですが、非常に割り切っていないで、餌を与えることによって脂の部分を増やすようなものというのは養殖であると、全く自然界の中にいて育て、それをとる、それによって天然であると。別にどちらの品質がいいと言っているわけではないのですが、天然か人為的に餌を与えて育てているのか、これは違う。違うことを消費者の方も求めているであろう、そこを正確に表示することが必要だろう。そのポイントは餌を与えたかどうかであろうということで、そういうことから、一応この案では養殖の定義として「給餌することにより」というのを入れておりますし、それによって天然ものか、そうでないものかわかるのではないかと考えている次第でございます。

○委員 わかりました。我々川下にいて、消費者にはっきりした情報を提供していかなければいけない、そういう時代ですから、私も一生懸命頑張っているわけですが、ただ、問題は、蓄養、養殖、この辺の流れが、ある業者から私のところに質問が来まして、どうなっているのだろうか、どういう表示になるのだろうかというお話がありましたので、今御質問したわけです。蓄養というマグロは疑問があって、消費者が蓄養って何なのかという点も微妙な選択に迫られていると思うのです。ですから、その辺ある程度はっきりした、この流れの中では随分苦労してここまで来たわけですから、今日で最終回だということですが、今後の問題としては、蓄養も大きな問題になるのではないかと考えております。それから、先ほどのお米のことも、横浜のそごうに行きましたら、新潟から秋田から、いろいろと産地名を入れて玄米を10種類くらい並べておりました。そして、1キロでも精米してすぐ売りますという表示をしておりました。今、お客さんも生鮮食品的な感覚で買っていると思うのです。ですから、ここで50%とか80%とか、いろいろなパーセンテージで仕分けしているけれども、魚もすべてそうですが、まじめに表示しているんです。まぜてないんです。日本の国だっ

て、品質をきちんと分けて生産しているわけですから、まぜずにはっきり意思表示した方が一番ははっきりするのではないかと思いますのです。

私も消費者ですから、うまいものを食べたいし、米もそういうことで買いたいと思うと、まぜるものはまぜてもいいけれども、100%でなければいけないと思うのですが、どんなものでしょうか。

○吉村品質課長 先ほどの米の表示についても、いわゆる単一銘柄米、それとブレンド米、これは値段の問題もありますし、どちらがおいしいかというのも、本当のところはよくわからないということだと思ふのです。ですから、100%を求められる方は100%を求められる、また、ブレンド米を求められる方はブレンド米を求められるということで、そういう選択をできるものをきちんと示すということがむしろ重要なのではないかと考えております。

○委員 わかりました。私も消費者に常に情報公開をしながら、差別化した中で消費者に返るようにしてやらなければまずいかなと思うのです。この機会ですから、新しくなるんだったら、徹底的に新しくした方がいいと私は思いますけれども、よくわかりました。

○本間部会長 ほかにいかがでしょうか。

これで一通り全部いきましたので、あと一言だけということがあればお願いいたします。

○委員 二言でいいですか。

○本間部会長 では、二言、どうぞ。

○委員 第1番目に遺伝子組換え食品についてですが、御存じのように、混入率許容量5%に対していろいろな不平・不満があるのですが、今既に検査法が0.1%になっているじゃないかと、それとEUなどは日本よりももっとシビアではないかという意見がございます。それで、いろいろな商社とかが検査のノウハウを駆使して、それをメリット表示にして売り出そうとしているわけですが、JAS法第19条の8号第1項による表示によりますと、遺伝子組換えでないものですというときの表示と、0.1%の検査法をクリアして出てきたものについて、表示が全く同じであるのかどうか。例えば任意表示として、内容と表示について誤認がなければ任意表示として書かせる、書いてもいいよというおつもりなのか。それが第1点です。

第2点ですが、計画外流通米というのが、もう既に一人前なのです。一時は取り締まられておりましたけれども、認められているわけですから、未証明米について、表示禁止事項というのはよくないのではないかと。内容と、その表示が誤認しないという証明ができれば、それは書いていいよというぐらいの、きちんとした縛りをかければ、そういう表示を認めていいのではないかと私は思うのですが、この2点についてお聞きかせください。

○吉村品質課長 まず、第1点目ですが、一括表示でそういったことを書くのはできないでしょうし、物理的にも無理だと思うのですが、一括表示の欄外にどういう検査方法を用いて確認したかということを書くこと自体は禁止するものではありません。ただ、正直に言いまして、現時点での定量的な検査方法で正しい表示ができるとは、私自身は思っておりません。0.1%なんていうことは絶対に書けないと思います。

それから、計画外の流通米は、今おっしゃられたように、市民権を得て、もちろん食糧法上も何ら問題ありません。流通しているのは御指摘のとおりです。ここで言っているのは、産地、品種、産年というものをきちんとした形で確認して、そのことを表示するということを言っているわけでありまして、その根拠をどこに求めるかということです。それも、民間の方がそれを何らかの形で把握すれば表示していいよというもの一つの行き方ですけれども、一方で、それはちょっと緩過ぎるのではないかと。米の場合には、特に産地、品種、産年というのは、出てきたお米を見てもなかなかわかりにくいものですから、農産物検査で産地、品種、産年をきちんと確認したもの、それについてだけ表示することができるというのが現時点では、消費者の利益ということを考えても適当なのではないかと考えております。

○委員 遺伝子組換えの感想ですが、私は結論的に言うと、この遺伝子組換えのことを農水省で議論し始めたときから比べると天地動転ぐらいの変化があって、別の表現をすれば消費者にえらい近い結論が出たような気がします。○○さんなどのところからだと思いますけれども、毎日毎日たくさんの葉書が来まして、書いてあることはみんな同じなのです。とにかく表記してくれと。やはりスーパーマーケットというのはそういうものをいただきますと、それを無視するわけにいかないのです。農水省と議論するわけです。農水省も厚生省もそのときにおっしゃっていたのは、安全であるものについて表示を義務化するのとはだめだというわけです。僕らがへりくだって考えたのは、では、任意表示するから、任意表示できる材料をくださいと言ったら、そのときにも、分別されたものがないとか、物すごくコストがかかるかとかいうので、いや、お金の問題ではないから、とにかく手当てしてくださいと、そんな議論をしてきたわけです。

ところが、こういうことを見ると、私は天地動転の、消費者の勝利ぐらいの感じがするわけです。

いろいろなことがありますけれども、私が感想と申したのは、JAS調査会でゼロから、あるいは10ぐらいから議論するような問題がたくさんあると思うのです。個人的な感じでは、遺伝子組換えというようなかなり先端的技術を使った話になると、ある程度専門家の検討を信頼していくしかないわけですね。

恐らく今日の案も、パブリックコメントもやったし、検討会の報告を出した人たちにも確認しただろうし、これ以上のことはないような気がしまし、見直し項目もあるし、コーデックスの結論がどうなるのというような話もありまして、一応の結末としては最高の配慮がされたのではないかと。私はOBですから、後輩の方々にこびるわけではないですが、私は、お手紙をいっぱいもらった立場からすると、大変いい結論になったのではないかと感想を申し述べました。

○本間部会長 それでは、〇〇委員、どうぞ。

○委員 お米の方の表示ですが、純粋の場合100%表示ということで、大変ありがたいというか、黒豚の場合もそうだったのですが、10倍とか、考えられないような数字が出ていて、私は仕事として官能評価をやっているのですが、サンプルによってアバウトということで、品質というのはおいしいとか、そういうものを判断するために表示されているわけであって、真の表示がされてなくて、おいしさとかそういうものについて消費者の学習ができない状態のものが随分あったということです。

ですから、今度、「〇〇産のコシヒカリ100%」ということであれば、それはその表示で記憶することできるようになるだろうと思います。どこどこのお米が自分に合っているかということを知るためにこの表示があるので、どこどこのお米がおいしいと順位をつけるためではないと思っているわけです。

お米のおいしさについては政府の関係のところ、ある米を標準にして点数をつけるようなことを発表されて、それが一般に信じられているということで、直接食糧庁は関係してないと思いますけれども、大根とかじゃがいもについてはそういうことはないで、主食の米について、自由に判断させるのはよいのですが、お墨付きというような印象を持つような発表は余り望ましくない。いろいろなところのお米を、その風土に根差したものを食べていくというふうにしなければ、どこあたりに住んでいる人が一番いいんだとかという話になってしまいますので、ぜひこの表示がそういうものに役に立つとよいのではないかと考えております。

○本間部会長 ありがとうございます。

大分長くなりまして、ちょっと委員会の枠を超えたかもしれませんが、私の司会が適当ですのでこうなってしまうと、大変時間がかかりましたけれども、議論は概ね出尽くしたということのようでございます。

本日の5件、原案どおり御了承いただくということでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○本間部会長 それでは、これで予定された議題は終わりということになりますが、事務局から何かございましょうか。

○吉村品質課長 特にございません。

○本間部会長 それでは、すべて終了ということでございます。

本日は、大変重要なものが出来たということでございまして、よい議論であったかと思っております。ありがとうございます。

○吉村品質課長 大変長時間にわたりまして、御熱心な御討議をいただきまして、ありがとうございます。

以上をもちまして、農林物資規格調査会食品部会を閉会させていただきます。

閉 会